

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年4月1日
(第5期) 至 平成22年3月31日

株式会社紀陽ホールディングス

(E03620)

第5期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社紀陽ホールディングス

目 次

	頁
第5期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	6
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	22
4 【事業等のリスク】	23
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
第3 【設備の状況】	30
1 【設備投資等の概要】	30
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	32
第4 【提出会社の状況】	33
1 【株式等の状況】	33
2 【自己株式の取得等の状況】	50
3 【配当政策】	52
4 【株価の推移】	52
5 【役員の状況】	54
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	57
第5 【経理の状況】	64
1 【連結財務諸表等】	65
2 【財務諸表等】	113
第6 【提出会社の株式事務の概要】	127
第7 【提出会社の参考情報】	128
1 【提出会社の親会社等の情報】	128
2 【その他の参考情報】	128
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	129
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【事業年度】	第5期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)
【会社名】	株式会社紀陽ホールディングス
【英訳名】	Kiyo Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片山博臣
【本店の所在の場所】	和歌山市本町1丁目35番地
【電話番号】	(073)426-5111(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ企画部グループ統括リーダー 堀切久壽
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	75,529	80,683	89,558	87,764	86,213
連結経常利益又は 連結経常損失(△)	百万円	996	8,206	10,617	△8,514	6,626
連結当期純利益	百万円	3,297	8,180	13,359	1,439	5,836
連結純資産額	百万円	110,756	154,644	146,049	125,335	158,900
連結総資産額	百万円	3,245,141	3,326,278	3,513,031	3,437,616	3,673,074
1株当たり純資産額	円	139.07	159.53	148.12	120.13	168.08
1株当たり 当期純利益金額	円	6.78	12.46	17.19	0.97	7.06
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	5.70	10.78	15.02	—	5.83
自己資本比率	%	—	4.59	4.10	3.59	4.27
連結自己資本 比率(第二基準)	%	9.52	11.58	10.65	10.96	10.90
連結自己資本利益率	%	4.76	7.96	11.21	0.71	4.89
連結株価収益率	倍	48.52	17.41	9.19	126.80	17.56
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	46,515	△106,788	152,961	△81,562	136,243
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,709	1,844	△143,672	77,381	△125,198
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	17,519	27,967	△2,118	△2,124	△5,905
現金及び現金 同等物の期末残高	百万円	133,175	56,225	63,332	56,991	62,121
従業員数[外、嘱託及 び臨時従業員の平均 人員]	人	2,419 [1,195]	2,569 [1,175]	2,564 [1,165]	2,647 [1,181]	2,746 [1,226]

- (注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- なお、平成20年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第二基準(国内基準)を適用しております。なお、平成17年度は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 提出会社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益	百万円	110	8,572	2,863	3,644	3,037
経常利益	百万円	11	7,987	2,373	3,194	2,618
当期純利益	百万円	5	7,946	2,322	3,186	2,617
資本金	百万円	42,600	58,350	58,350	58,350	58,350
発行済株式総数	株	普通株式 594,693,187 優先株式 66,096,000	普通株式 727,139,053 優先株式 78,236,000	普通株式 739,425,155 優先株式 50,093,500	普通株式 739,841,714 優先株式 49,776,500	普通株式 741,129,195 優先株式 49,039,500
純資産額	百万円	105,179	144,592	137,336	137,601	136,116
総資産額	百万円	111,882	149,632	142,477	142,625	142,405
1株当たり純資産額	円	109.10	131.04	138.75	139.23	139.57
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円 (円)	— (—)	普通株式 2.50 (—) 第一種 14.00 優先株式 (—) 第2回 0.10 第一種 (—) 優先株式 第4回 5.00 第一種 (—) 優先株式 第二種 10.00 優先株式 (—) 第三種 6.70 優先株式 (—)	普通株式 3.00 (—) 第一種 14.00 優先株式 (—) 第4回 14.00 第一種 (—) 優先株式 第二種 10.00 優先株式 (—)	普通株式 3.00 (—) 第一種 14.00 優先株式 (—) 第4回 15.00 第一種 (—) 優先株式 第二種 10.00 優先株式 (—)	普通株式 3.00 (—) 第4回 13.00 第一種 優先株式 (—) 第二種 10.00 優先株式 (—)
1株当たり 当期純利益金額	円	0.01	11.81	2.22	3.33	2.70
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	0.01	9.97	2.15	—	2.59
自己資本比率	%	94.00	96.63	96.39	96.47	95.58
自己資本利益率	%	0.00	9.34	1.64	2.38	1.93
株価収益率	倍	32,900.00	18.37	71.17	36.93	45.92
配当性向	%	—	21.16	135.13	90.09	111.11
従業員数	人	53	52	55	57	77

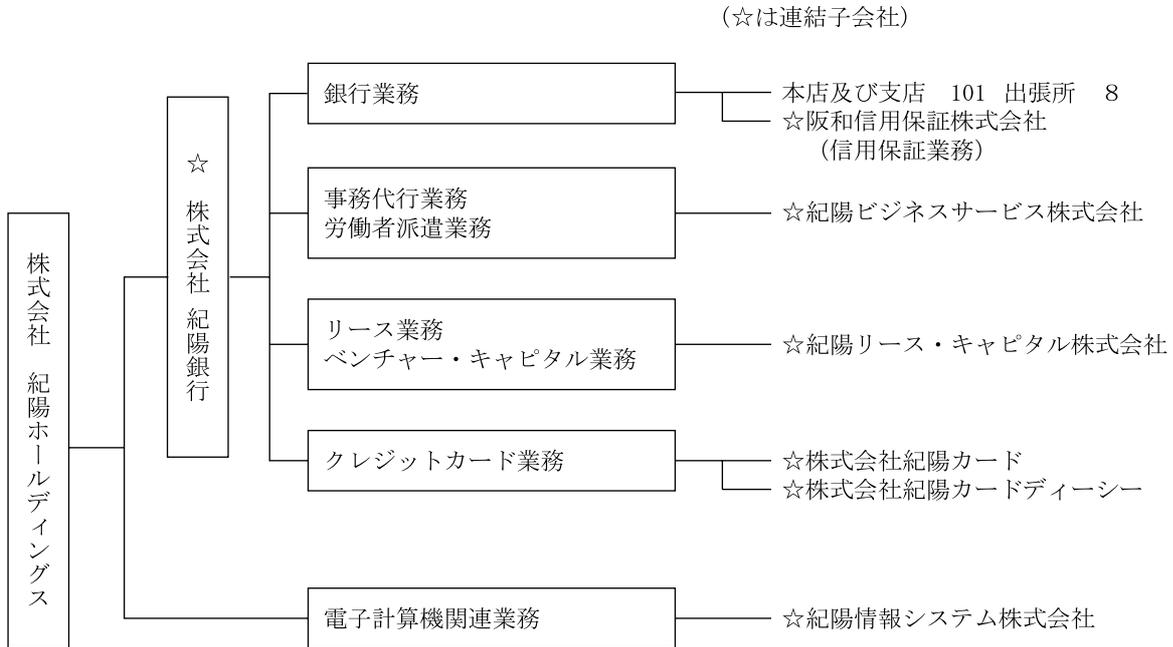
- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第2期（平成19年3月）から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、第4期（平成21年3月）における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので記載しておりません。

2 【沿革】

- 平成17年3月 株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行（以下、「両行」という。）は、株主総会及び関係官庁の認可を前提に、共同株式移転により持株会社を設立し、持株会社を中核とする新たな地域総合金融グループ「紀陽フィナンシャルグループ」を創設することにつき取締役会で決議し、「経営統合に関する基本合意書」を締結。
- 平成17年9月 両行は株主総会及び関係官庁の認可を前提として、共同株式移転により持株会社株式会社紀陽ホールディングス（以下、「当社」という。）を設立することにつき取締役会で決議し、共同株式移転契約書を締結。
- 平成17年10月 両行は、臨時株主総会及び各種類株主総会において、関係官庁の認可を前提として、両行が共同株式移転により当社を設立し両行が完全子会社となることについて承認決議。
- 平成18年1月 両行は、金融庁より、銀行を子会社とする持株会社設立に係る認可を取得。
- 平成18年2月 両行が共同株式移転により当社を設立。
当社の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場。
- 平成18年3月 第三者割当増資による第2回第一種優先株式182億円、第3回第一種優先株式70億円発行。
- 平成18年10月 株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、存続会社を株式会社紀陽銀行として合併。
- 平成18年11月 第三者割当増資による第4回第一種優先株式315億円発行。

3 【事業の内容】

当社グループは、連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に、電子計算機関連業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っており、事業系統は次のとおりであります。



(注) 従来、連結子会社であった紀陽ビジネスファイナンス株式会社については、特別清算終結により、和歌山銀カード株式会社については、株式会社紀陽カードディーシーが吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) (株) 紀陽銀行	和歌山県 和歌山市	80,096	銀行業務	100.0	9 (9)	—	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
紀陽情報システム (株)	和歌山県 和歌山市	80	電子計算機関連業 務	57.4	1 (1)	—	経営管理	—	—
紀陽ビジネスサービス (株)	和歌山県 和歌山市	60	事務代行業務、 労働者派遣業務	100.0 (100.0)	1	—	—	—	—
阪和信用保証 (株)	和歌山県 和歌山市	480	信用保証業務	100.0 (100.0)	1	—	—	—	—
紀陽リース・キャピタル (株)	和歌山県 和歌山市	150	リース業務、 ベンチャーキャピ タル業務	66.7 (66.7)	—	—	—	—	—
(株) 紀陽カード	和歌山県 和歌山市	60	クレジットカード 業務	55.0 (55.0)	—	—	—	—	—
(株) 紀陽カードディーシー	和歌山県 和歌山市	90	クレジットカード 業務	88.2 (88.2)	—	—	—	—	—

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社紀陽銀行であります。
2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社紀陽銀行であります。
3 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
4 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
5 上記関係会社のうち、株式会社紀陽銀行の経常収益(連結会社相互間の内部取引を除く)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えておりますが、同行は有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年3月31日現在

	銀行業	電子計算機 関連業	事務代行業	リース業	その他の事業	合計
従業員数(人)	2,160 [1,101]	278 [14]	262 [109]	16 [0]	30 [2]	2,746 [1,226]

(注) 1 従業員数は、株式会社紀陽銀行の執行役員4人(当社従業員との兼任者1人を除く。)、嘱託及び臨時従業員1,215人を含んでおりません。

2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
77	42.8	19.5	8,535

(注) 1 当社従業員は、株式会社紀陽銀行からの出向者(76人)、同行の執行役員との兼任者(1人)であり、平均勤続年数は同行での勤続年数を通算しております。

2 平均年間給与は、平成22年3月末の当社従業員に対して株式会社紀陽銀行で支給された年間の給与(賞与及び基準外賃金を含む)を合計したものであります。

3 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

○業績

当連結会計年度のわが国経済は、自律的回復力が弱いなか依然として低迷し、雇用情勢の悪化や、デフレ傾向の強まりなど、景気の二番底懸念が取りざたされる状況が続きました。このようななか、エコポイント制度をはじめとする経済対策の効果などにより個人消費が徐々に持ち直し、また、諸外国における公共投資や消費刺激策などにより輸出や生産に回復の動きがみられる状況となりました。また、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の主要な営業エリアである和歌山県や大阪府の経済につきましても、全国同様、経済対策効果などにより個人消費や公共投資に回復の動きがみられました。しかしながら、輸出は円高進展等による悪影響を受け、住宅着工件数や雇用情勢は引き続き厳しい状況が続きました。このようななか、和歌山市での大手製鉄所における新高炉の操業開始や、阪和自動車道の和歌山北インターチェンジ開通による周辺地域の活性化、大阪府湾岸部での液晶・太陽電池パネル新工場の操業開始など、明るい動きも垣間みられました。

金融面では、短期金利は0.1%前後で推移し、長期金利は年度前半に一時1.5%台まで上昇しましたが、その後は1.3%前後を中心とした推移となりました。日経平均株価はドバイショックによる急落などもありましたが、比較的堅調に推移し、年度末には11,000円台まで回復いたしました。また、為替相場につきましては、主要通貨に対し円が買われる傾向が強まり、ドル円相場で一時84円台まで円が買われましたが、年度末には90円台前半までドルが買い戻されました。金融環境におきましては、平成21年12月に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（通称、中小企業金融円滑化法）が施行され、景気改善効果の波及が遅れると予想される個人事業主や中小企業者、さらに住宅ローン利用者への対策がおこなわれました。

このような金融経済環境下、当社グループでは、お客さまとの接点強化による着実な成長を目指す方針のもと、営業人員の拡充に加え、法人新規開拓室や住宅ローンセンター等の新設及び機能向上と、より充実した金融商品・金融サービスの提供に努めるとともに、収益基盤の中心となる中小企業向貸出及び預金の増強と役務収益拡大に注力してまいりました。また、お客さまの利便性向上をはかるため、新勘定系システムへの移行に向けた大規模なシステム投資を実施いたしました。この新システムへの移行作業に伴い、今年5月のゴールデンウィーク中にはATM等サービスを一時休止させていただくなど、お客さまには大変ご迷惑ご不便をおかけいたしました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の連結ベースでの業績は、次のとおりとなりました。

業容面では、預金等（譲渡性預金を含む。）につきましても、新商品の開発・推進に努めるとともに、個人預金を中心に安定的な資金調達を推し進めたことから、期中1,996億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆3,975億円となりました。また、お客様の多様な資産運用ニーズにお応えするために、投資信託や個人年金保険商品の販売にも取り組んでまいりました。貸出金につきましては、お客さまとの接点を強化する方針のもと、営業人員や営業拠点の拡充による営業体制の整備を進めるとともに、積極的に地域金融の円滑化に取り組んだことなどにより、中小企業向貸出及び住宅ローンが増加いたしました。この結果、貸出金残高は期中670億円増加し、当連結会計年度末残高は2兆4,455億円となりました。有価証券につきましては、国債が期中1,025億円増加したことなどによ

り、期中1,443億円増加し、当連結会計年度末残高は9,457億円となりました。

損益面では、次のとおりとなりました。資金利益は、中小企業向け貸出や住宅ローンの推進に注力したものの、利回りの低下などにより、前連結会計年度比21億42百万円減少し511億37百万円となりました。役務取引等利益は、個人年金保険等の販売が低調となりましたことから、前連結会計年度比15億33百万円減少し67億85百万円となりました。また、その他業務利益は、当連結会計年度に国債等債券売却益を確保したことや、前連結会計年度に多額の国債等債券償却が発生したことなどにより、前連結会計年度比144億20百万円増加し50億23百万円となりました。以上により、連結粗利益（※）は前連結会計年度比107億45百万円増加し629億46百万円となりました。営業経費は、前連結会計年度比11億85百万円増加し404億39百万円となりました。また、株式ポートフォリオの見直しにより、株式関係損益が前連結会計年度比39億円改善し、△71億88百万円となったことなどから、前連結会計年度は85億14百万円の経常損失でありましたが、当連結会計年度は66億26百万円の経常利益となりました。特別損益は、前連結会計年度における貸倒引当金戻入益32億6百万円の計上がなくなったことから、24億38百万円減少し22億23百万円となり、また法人税等調整額は前連結会計年度比82億4百万円増加し21億98百万円となったことなどから、当期純利益は、前連結会計年度比43億97百万円増加し58億36百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績については、当社グループの中心である銀行業につきましては、上記の要因等により、経常収益は794億34百万円（前連結会計年度比△14億77百万円）、経常費用は732億80百万円（前連結会計年度比△166億50百万円）となったため、61億53百万円の経常利益（前連結会計年度は90億19百万円の経常損失）となりました。

当連結会計年度末の連結自己資本比率（第二基準）は、貸出金残高が増加したことなどによりリスクアセット等が前連結会計年度末比302億円増加しましたことから、前連結会計年度末比0.06%低下し10.90%となりました。

※連結粗利益＝資金利益（資金運用収益－資金調達費用）＋役務取引等利益（役務取引等収益－役務取引等費用）＋その他業務利益（その他業務収益－その他業務費用）

○キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比51億30百万円増加し621億21百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加を主因に1,362億43百万円（前連結会計年度比+2,178億5百万円）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出を主因に△1,251億98百万円（前連結会計年度比△2,025億79百万円）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済や劣後特約付社債の償還による支出を主因に△59億5百万円（前連結会計年度比△37億81百万円）となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、貸出金利息や有価証券利息配当金が減少したこと等から資金運用収益が前連結会計年度比34億83百万円減少の614億14百万円となり、また預金利息が減少したこと等から資金調達費用が前連結会計年度比13億41百万円減少の102億76百万円となったため、前連結会計年度比21億42百万円減少の511億37百万円となりました。うち国内業務部門は、483億10百万円となりました。役務取引等収支は、個人年金保険等の販売が低調となりましたことから、前連結会計年度比15億33百万円減少の67億85百万円となりました。うち国内業務部門は、67億35百万円となりました。その他業務収支は、前連結会計年度に計上した多額の国債等債券償却がなくなったこと等から前連結会計年度比144億20百万円増加の50億23百万円となりました。うち国内業務部門は、37億81百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	50,046	3,233	53,279
	当連結会計年度	48,310	2,827	51,137
うち資金運用収益	前連結会計年度	61,555	4,648	1,307 64,897
	当連結会計年度	58,532	4,041	1,159 61,414
うち資金調達費用	前連結会計年度	11,508	1,415	1,307 11,617
	当連結会計年度	10,222	1,214	1,159 10,276
役務取引等収支	前連結会計年度	8,253	65	8,318
	当連結会計年度	6,735	50	6,785
うち役務取引等収益	前連結会計年度	12,143	131	12,275
	当連結会計年度	10,602	107	10,710
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,889	66	3,956
	当連結会計年度	3,867	56	3,924
その他業務収支	前連結会計年度	△1,478	△7,918	△9,397
	当連結会計年度	3,781	1,242	5,023
うちその他業務収益	前連結会計年度	8,986	321	9,307
	当連結会計年度	8,632	1,680	10,312
うちその他業務費用	前連結会計年度	10,465	8,240	18,705
	当連結会計年度	4,851	437	5,289

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の合計の平均残高は、貸出金が前連結会計年度比817億円増加したこと等から、前連結会計年度比1,032億円増加し3兆3,890億円となり、利回りは、貸出金利回りが前連結会計年度比0.21%低下したこと等から、前連結会計年度比0.16%低下し1.81%となりました。うち国内業務部門の平均残高は3兆3,745億円、利回りは1.73%となりました。また、資金調達勘定の合計の平均残高は、預金と譲渡性預金の合計の平均残高が前連結会計年度比910億円増加したこと等から、前連結会計年度比1,091億円増加し3兆3,175億円となり、利回りは、前連結会計年度比0.06%低下し0.30%となりました。うち国内業務部門の平均残高は3兆3,029億円、利回りは0.30%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(263,766) 3,282,154	(1,307) 61,555	1.87
	当連結会計年度	(248,756) 3,374,540	(1,159) 58,532	1.73
うち貸出金	前連結会計年度	2,289,315	51,200	2.23
	当連結会計年度	2,371,106	48,084	2.02
うち商品有価証券	前連結会計年度	3,731	33	0.89
	当連結会計年度	5,189	44	0.86
うち有価証券	前連結会計年度	652,351	8,580	1.31
	当連結会計年度	659,925	8,993	1.36
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	50,785	203	0.40
	当連結会計年度	75,104	88	0.11
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	4,536	17	0.39
	当連結会計年度	8,316	12	0.14
うち預け金	前連結会計年度	11,718	87	0.74
	当連結会計年度	1,292	9	0.77
資金調達勘定	前連結会計年度	3,205,069	11,508	0.35
	当連結会計年度	3,302,993	10,222	0.30
うち預金	前連結会計年度	3,088,836	9,877	0.31
	当連結会計年度	3,184,417	8,829	0.27
うち譲渡性預金	前連結会計年度	68,503	452	0.66
	当連結会計年度	62,538	210	0.33
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	63	0	0.47
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	4,697	18	0.38
	当連結会計年度	10,159	4	0.04
うちコマース・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	26,837	674	2.51
	当連結会計年度	30,782	746	2.42

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 国内業務部門は円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度15,370百万円、当連結会計年度16,066百万円)を控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	267,438	4,648	1.73
	当連結会計年度	263,276	4,041	1.53
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	262,929	4,531	1.72
	当連結会計年度	260,207	4,006	1.53
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	2,588	57	2.23
	当連結会計年度	780	3	0.46
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(263,766) 267,106	(1,307) 1,415	0.53
	当連結会計年度	(248,756) 263,309	(1,159) 1,214	0.46
うち預金	前連結会計年度	2,480	22	0.90
	当連結会計年度	3,932	9	0.23
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	389	11	3.03
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	426	11	2.73
	当連結会計年度	10,586	35	0.33
うちコマースヤル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度5百万円、当連結会計年度9百万円)を控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,285,826	64,897	1.97
	当連結会計年度	3,389,059	61,414	1.81
うち貸出金	前連結会計年度	2,289,315	51,200	2.23
	当連結会計年度	2,371,106	48,084	2.02
うち商品有価証券	前連結会計年度	3,731	33	0.89
	当連結会計年度	5,189	44	0.86
うち有価証券	前連結会計年度	915,280	13,111	1.43
	当連結会計年度	920,133	13,000	1.41
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	53,374	261	0.48
	当連結会計年度	75,884	92	0.12
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	4,536	17	0.39
	当連結会計年度	8,316	12	0.14
うち預け金	前連結会計年度	11,718	87	0.74
	当連結会計年度	1,292	9	0.77
資金調達勘定	前連結会計年度	3,208,408	11,617	0.36
	当連結会計年度	3,317,546	10,276	0.30
うち預金	前連結会計年度	3,091,317	9,899	0.32
	当連結会計年度	3,188,350	8,838	0.27
うち譲渡性預金	前連結会計年度	68,503	452	0.66
	当連結会計年度	62,538	210	0.33
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	452	12	2.67
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	5,123	29	0.58
	当連結会計年度	20,745	40	0.19
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	26,837	674	2.51
	当連結会計年度	30,782	746	2.42

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度15,376百万円、当連結会計年度16,075百万円)を控除して表示しております。

3 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、個人年金保険等の販売低調により、前連結会計年度比15億65百万円減少し107億10百万円となりました。うち国内業務部門は、106億2百万円となりました。また、役務取引等費用は、前連結会計年度比32百万円減少し39億24百万円となりました。うち国内業務部門は、38億67百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	12,143	131	12,275
	当連結会計年度	10,602	107	10,710
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	2,719	—	2,719
	当連結会計年度	2,610	—	2,610
うち為替業務	前連結会計年度	2,893	131	3,025
	当連結会計年度	2,767	107	2,874
うち証券関連業務	前連結会計年度	69	—	69
	当連結会計年度	82	—	82
うち代理業務	前連結会計年度	228	—	228
	当連結会計年度	191	—	191
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	206	—	206
	当連結会計年度	207	—	207
うち保証業務	前連結会計年度	633	0	633
	当連結会計年度	733	0	733
うち投資信託・保険販売業務	前連結会計年度	3,506	—	3,506
	当連結会計年度	2,103	—	2,103
役務取引等費用	前連結会計年度	3,889	66	3,956
	当連結会計年度	3,867	56	3,924
うち為替業務	前連結会計年度	575	48	623
	当連結会計年度	550	37	588

(注) 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	3,107,840	3,372	3,111,213
	当連結会計年度	3,265,020	5,178	3,270,199
うち流動性預金	前連結会計年度	1,319,926	—	1,319,926
	当連結会計年度	1,363,011	—	1,363,011
うち定期性預金	前連結会計年度	1,726,741	—	1,726,741
	当連結会計年度	1,820,214	—	1,820,214
うちその他	前連結会計年度	61,173	3,372	64,545
	当連結会計年度	81,794	5,178	86,973
譲渡性預金	前連結会計年度	86,693	—	86,693
	当連結会計年度	127,332	—	127,332
総合計	前連結会計年度	3,194,534	3,372	3,197,906
	当連結会計年度	3,392,352	5,178	3,397,531

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年 3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	2,378,516	100.00
製造業	377,898	15.89
農業	2,139	0.09
林業	2,463	0.11
漁業	1,502	0.06
鉱業	4,313	0.18
建設業	116,847	4.91
電気・ガス・熱供給・水道業	6,008	0.25
情報通信業	7,932	0.33
運輸業	67,093	2.82
卸売・小売業	284,937	11.98
金融・保険業	64,784	2.73
不動産業	240,506	10.11
各種サービス業	195,505	8.22
地方公共団体	245,854	10.34
その他	760,732	31.98
特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	2,378,516	—

業種別	平成22年 3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	2,445,529	100.00
製造業	375,182	15.34
農業, 林業	4,577	0.19
漁業	2,135	0.09
鉱業, 採石業, 砂利採取業	4,393	0.18
建設業	113,820	4.65
電気・ガス・熱供給・水道業	4,914	0.20
情報通信業	8,260	0.34
運輸業, 郵便業	67,065	2.74
卸売業, 小売業	284,433	11.63
金融業, 保険業	76,694	3.14
不動産業, 物品賃貸業	289,869	11.85
各種サービス業	172,572	7.06
地方公共団体	258,076	10.55
その他	783,537	32.04
特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	2,445,529	—

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当連結会計年度から業種の表示を一部変更しております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	254,149	—	254,149
	当連結会計年度	356,652	—	356,652
地方債	前連結会計年度	148,093	—	148,093
	当連結会計年度	165,859	—	165,859
短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
社債	前連結会計年度	114,004	—	114,004
	当連結会計年度	109,344	—	109,344
株式	前連結会計年度	44,274	—	44,274
	当連結会計年度	45,922	—	45,922
その他の証券	前連結会計年度	15,189	225,763	240,952
	当連結会計年度	22,763	245,233	267,996
合計	前連結会計年度	575,710	225,763	801,474
	当連結会計年度	700,543	245,233	945,776

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準(国内基準)を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	58,350	58,350
	うち非累積的永久優先株(注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	64,630	64,630
	利益剰余金	34,204	37,099
	自己株式(△)	132	1,288
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	2,945	2,851
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,890	1,985
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	11,479	9,799
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	144,519	148,126
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	11,066	11,255
	負債性資本調達手段等	38,800	37,000
	うち永久劣後債務(注3)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	38,800	37,000
	計	49,866	48,255
うち自己資本への算入額 (B)	49,866	48,255	
控除項目	控除項目(注5) (C)	298	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	194,087	196,381
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,614,897	1,648,892
	オフ・バランス取引等項目	33,457	29,731
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,648,355	1,678,623
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	122,249	122,217
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,779	9,777
	計(E) + (F) (H)	1,770,605	1,800,841
連結自己資本比率(第二基準) = D / H × 100 (%)		10.96	10.90
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		8.16	8.22

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がな
いので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社を中核とする「紀陽フィナンシャルグループ」では、平成21年4月からスタートした「第2次
中期経営計画」＜～ More & Steady ～ たゆまぬ前進＞（計画期間：平成22年3月期～平成24年
3月期）において、以下の主要数値をクリアすることを目標に取り組んでおります。

紀陽銀行（単体）		24年3月期 目標	22年3月期 実績
規模	預金等残高	34,500億円以上	34,148億円
	貸出金残高	26,000億円以上	24,515億円
	（うちローン残高）	9,300億円以上	8,544億円
	投資信託残高	1,650億円以上	1,549億円
収益性	コア業務純益	240億円以上	186億円
	コア業務純益ROA（注）1	0.66%以上	0.52%
効率性	OHR（注）2	60%台前半	61.91%
健全性	不良債権比率	3%台	3.79%
（注）1. コア業務純益／総資産期中平残 2. 経費／業務粗利益			
紀陽ホールディングス（連結）		24年3月期 目標	22年3月期 実績
収益性	当期純利益	120億円以上	58億円
健全性	自己資本比率	11%以上	10.90%
	Tier1比率	8%以上	8.22%

「第2次中期経営計画」では、以下の3点を主要戦略として掲げております。

①地元エリアにおける競争優位の発揮

和歌山県内及び大阪府南部の経営資源を最大限に活用し、安定的な量的拡大を実現させるため、取
引先数の増加を強く意識した営業活動をおこなってまいります。また、お客さまとのリレーションを
より強化し、総合的な取引の拡充と営業基盤の強化をはかることで、収益力を増強してまいります。

②多様な顧客接点を生むための効率的な営業体制の構築

徹底してお客さまの満足度を追求するとともに、満足度を最大限に高める営業体制を実現してまい
ります。また、専門性の高い人材を育成し、お客さまの多様なニーズに付加価値の高い金融サービスで
応え、収益力を強化してまいります。

なお、計画の初年度となった平成22年3月期につきましては、営業人員及び営業拠点の増強に加え、
コールセンター機能などの充実もはかり、お客さまとの接点強化をおこないました。

③安定成長を支える組織態勢の強化

お客さまから支持される銀行となるために、コンプライアンス態勢を一層強化するとともに、リス
ク管理や収益管理を高度化し、適切なリスクコントロールに基づいた経営管理態勢の強化に努めてま
いります。

上記の経営戦略の着実な実践を通じて、お客さまとの接点強化による着実な量的拡大と、営業基盤
強化に基づく質的成長への転換をおこない、安定した収益力の強化に取り組んでまいります。また、
これらの取り組みをおこなうことにより、公的資金返済に向けた態勢を整備し、目標とする「お客さ
まから選ばれ続ける銀行」の実現に向け邁進してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社をはじめとする紀陽フィナンシャルグループ各社の事業、財務状況その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項は以下のとおりです。

当社グループは、これらリスク要因の発生の可能性を認識した上で、その回避及び発生時の対応に最善を尽くしたく考えております。

なお、以下の文中における将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 地域経済への依存

①地域経済の影響

当社グループの主要営業基盤は、和歌山県及び大阪府南部地域であり、貸出金・預金ともに中小企業、個人及び地方公共団体を中心に同地域での比率が高くなっております。

主要営業基盤とする地域の経済動向により、貸出金額、預金量及び与信関係費用等が変動し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②競争の激化

当社グループが主として注力している中小企業・個人マーケットは、大手金融機関を含め他の金融機関との競争が激化しております。

こうしたなかで、地域金融グループとして、総合的な金融サービスをご提供するための新商品や新サービスの導入、地域のお客様との接点を重視したきめ細かい対応などにより優位性を保つことを目指しておりますが、これが奏功しない場合には当社グループの収益性の低下などを招く可能性があります。

(2) 不良債権問題等

①不良債権の状況

当社グループには、多額の不良債権があります。地域経済や地価の動向、融資先企業の経営状況などにより、不良債権残高の増加や不良債権の劣化がありますと、与信関係費用が増加する可能性があります。

また、当社グループでは不良債権残高の圧縮に向け、不良債権の実質処理を促進するための処置や対応を進めておりますが、実質処理に際するコスト等が発生することがあり、このため与信関係費用が増加する場合があります。

②貸倒引当金の状況

当社グループでは、貸出先の貸倒実績等に基づいて予想損失率を見積もり、貸出先の状況や担保による保全状況等に応じて貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金は、金融検査マニュアルに示されている方法に従い、引当を行っております。しかしながら、経済状況の変化や大口取引先の倒産等により、実際に発生する貸倒が見積もりを上回り、貸倒引当金を上回る損失が発生する場合があります。また、担保価値の下落や予期しない事象により、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性もあります。

③その他

当社グループの貸出先企業のなかには、グループ外の銀行をメインとしている企業があります。メイン行の融資方針が転換した場合に当該企業のキャッシュ・フローや支払能力に問題が生じる場合があります、当社グループにも悪影響が及ぶ可能性があります。

(3) 市場性リスク

①債券への投資による金利リスク及び信用リスク

当社グループは、多額の国内債券・外国債券を保有しております。投資対象は国内外の国債をはじめとする信用リスクが小さい銘柄が中心です。

これらの債券の価格は国内外の市場金利や投資先の信用状況の影響を受けます。当社グループでは、リスクの限定やヘッジ取引などを通じてリスクコントロールに努めておりますが、予期しない金利上昇や投資先の信用状況の悪化により、価格変動等にもなう損失を被る可能性があります。

②株価変動リスク

当社グループは、多額の国内株式を保有しております。これらは、取引先との関係強化などを総合的に判断するなかで保有している株式ですが、今後の株価動向によっては当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③為替リスク

当社グループは、多額の外貨建て資産を保有しております。

これらの資産に関しては、同一通貨での資金調達やオフバランス取引などにより為替リスクを回避しておりますが、予期せぬ事象によりヘッジの有効性が損なわれた場合などには、損失を被る可能性があります。

(4) オペレーショナル・リスク

当社グループには、内部プロセス・システム等が不適切であること、または機能しないこと、もしくは外部にて発生する事象が及ぼす影響により生じる損失などによるオペレーショナル・リスクが潜在しています。

オペレーショナル・リスクは、高度情報通信社会の進展や規制緩和などの環境変化にともない、さらに多様化・複雑化しています。

当社グループでは、オペレーショナル・リスクを効果的にコントロールあるいは削減するための内部管理態勢の構築に努めているほか、突発的な事象が発生した場合にも業務を継続するためのコンティンジェンシープランを策定しています。しかしながら、次の事象のように内部管理態勢が十分に機能しない場合や、当社グループがコントロールし得る範囲を越えた事象が発生した場合などには、損失その他の悪影響が生じる可能性があります。

- ・ 大災害やテロリズムなどによる物的資産の損傷・業務の中断
- ・ グループ内外の要因によるコンピュータシステムのダウン・誤作動・不正使用
- ・ 経営情報、顧客情報の盗難・漏洩・改ざん
- ・ 役職員の誤った事務処理や不正行為
- ・ 諸取引・契約にかかる訴訟、トラブル、紛争

(5) 自己資本比率

当社は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年3月27日金融庁告示第20号）に定められた第二基準以上に連結自己資本比率を維持しなければなりません。

また、株式会社紀陽銀行も「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年3月27日金融庁告示第19号）に定められた国内基準以上に連結自己資本比率及び単体自己資本比率を維持しなければなりません。

当社グループは、平成22年3月末時点では、これらの各基準を大きく上回っておりますが、万一、基準を満たさなくなった場合には監督当局から指導や命令を受けることとなります。なお、当社グループの各自己資本比率は、主に以下のような要因などにより低下する可能性があります。

- ・財務会計上の最終赤字が発生する
- ・劣後債務の期限到来時等に同様の条件での調達が困難になる
- ・営業地域での資金需要増加に対応して貸出金残高が増加する
- ・収益性向上のため市場運用での信用リスクのリスクテイクを行う
- ・自己資本比率の基準及び算定方法が変更される
- ・その他、自己資本が減少する、もしくはリスク量が大幅に増加する

(6) 公的資金関連

当社は、金融庁に対して「経営強化計画」を提出していますが、その履行状況によっては、当局より行政指導を受け、当社グループの業務運営に影響を及ぼす可能性があります。

また、公的資金導入に当たり、株式会社整理回収機構を割当先として発行した第4回第一種優先株式（以下「本優先株式」）については、平成23年10月以降普通株式への転換（取得請求）が可能となります。

当社グループでは、中期経営計画等の着実な遂行により安定した利益を確保することを通じ、公的資金を早期に返済する考えであります。しかしながら、計画の進捗状況によっては、転換（取得請求）開始時期まで本優先株式が残存し、普通株式への転換（取得請求）により当社の発行済普通株式数が増加、既発行普通株式の希薄化が発生し、当社の株価に悪影響を与える可能性があります。

(7) 会計制度関連

①会計基準の変更

新たな会計基準の導入や会計基準の変更が行われた場合、当社グループの損益に影響を及ぼす可能性があります。

②繰延税金資産

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含めた様々な予測等に基づいており、実際の結果が予測等とは異なる場合があります。

当社グループが、将来の課税所得の予測等に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収が

できないと判断した場合、当社グループは繰延税金資産を減額し、その結果、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③年金債務

年金資産の運用利回りが低下した場合や、退職給付債務の算出の前提となる割引率等の基礎率に変更があった場合などには、未認識債務が発生し、費用処理が必要となる可能性があります。また、退職給付制度の変更により未認識の過去勤務債務が発生する可能性もあります。

(8) 持株会社のリスク

当社の収入の大部分は、当社が直接保有する子銀行等からの配当によるものです。一定の状況下においては、様々な規制上の制限などにより、子銀行等から当社に支払うことができる配当の金額が制限される場合があります。また、子銀行等が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当が支払われない場合、当社は配当を支払うことができなくなる可能性があります。

(9) コンプライアンスリスク

当社グループでは、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして、規程の制定や諸施策の実施等を通じたコンプライアンス態勢の整備に取り組んでおります。

しかしながら、法令解釈の相違、法令手続の不備、法令違反行為等により、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) レピュテーションリスク

当社グループでは、地域金融グループとしての公共性と社会的責任に鑑み、公正かつ適切な情報公開を積極的に行い、経営の透明性の向上を図ってまいります。しかしながら、当社グループや金融業界等に対する憶測や市場関係者の噂等、その内容の正確性に関わらず風説や風評がきっかけとなり、当社の株価や当社グループの業務運営、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 規制等の変更

当社グループでは、現時点の法律・規則等にしがたって業務を遂行しております。将来において、これらの変更が発生した場合、当社グループの業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

I. 財政状態

(1) 主要勘定の状況

当連結会計年度末における主要勘定の状況は、以下のようになりました。

貸出金につきましては、お客さまとの接点を強化する方針のもと、営業人員や営業拠点の拡充による営業体制の整備を進めるとともに、積極的に地域金融の円滑化に取り組んだことなどにより、中小企業向け貸出及び住宅ローンが増加いたしました。この結果、貸出金残高は期中670億円増加し、当連結会計年度末残高は2兆4,455億円となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）につきましては、新商品の開発・推進に努めるとともに、個人預金を中心に安定的な資金調達を推し進めたことから、期中1,996億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆3,975億円となりました。

有価証券につきましては、国債が期中1,025億円増加したことなどにより、期中1,443億円増加し、当連結会計年度末残高は9,457億円となりました。

	前連結会計年度末(A) (百万円)	当連結会計年度末(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
貸出金	2,378,516	2,445,529	67,013
うち消費者ローン	811,646	854,414	42,768
預金・譲渡性預金合計	3,197,906	3,397,531	199,625
うち個人預金	2,448,350	2,527,531	79,181
有価証券	801,474	945,776	144,302

(注) 消費者ローン残高は、株式会社紀陽銀行単体の計数で記載しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローについては、預金の増加を主因に1,362億43百万円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローについては、有価証券の取得による支出を主因に△1,251億98百万円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローについては、劣後特約付借入金の返済や劣後特約付社債の償還による支出を主因に△59億5百万円となりました。以上により、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比51億30百万円増加し、621億21百万円となりました。

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
現金及び現金同等物の期末残高	56,991	62,121	5,130
営業活動によるキャッシュ・フロー	△81,562	136,243	217,806
投資活動によるキャッシュ・フロー	77,381	△125,198	△202,579
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,124	△5,905	△3,780

(3) 自己資本比率の状況

当連結会計年度末の連結自己資本比率（第二基準）は、貸出金残高が増加したことなどによりリスクアセット等が前連結会計年度末比302億円増加し、1兆8,008億円となりましたことから、前連結会計年度末比0.06%低下し10.90%となりました。

	前連結会計年度末(A) (百万円)	当連結会計年度末(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
基本的項目 ①	144,519	148,126	3,607
補完的項目 ②	49,866	48,255	△1,611
控除項目 ③	298	—	△298
自己資本額 ①+②-③	194,087	196,381	2,294
リスクアセット等	1,770,605	1,800,841	30,236
連結自己資本比率（第二基準） (%)	10.96	10.90	△0.06

(注) 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。

II. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、以下のとおりとなりました。

資金利益は、中小企業向け貸出や住宅ローンの推進に注力したものの、利回りの低下などにより、前連結会計年度比21億42百万円減少し511億37百万円となりました。役務取引等利益は、個人年金保険等の販売が低調となりましたことから、前連結会計年度比15億33百万円減少し67億85百万円となりました。また、その他業務利益は、当連結会計年度に国債等債券売却益を確保したことや、前連結会計年度に多額の国債等債券償却が発生したことなどにより、前連結会計年度比144億20百万円増加し50億23百万円となりました。以上により、連結粗利益は前連結会計年度比107億45百万円増加し629億46百万円となりました。営業経費は、前連結会計年度比11億85百万円増加し404億39百万円となりました。また、株式ポートフォリオの見直しにより、株式関係損益が前連結会計年度比39億円改善し、△71億88百万円となったことなどから、前連結会計年度は85億14百万円の経常損失でありましたが、当連結会計年度は66億26百万円の経常利益となりました。特別損益は、前連結会計年度における貸倒引当金戻入益32億6百万円の計上がなくなったことから、24億39百万円減少し22億23百万円となり、また法人税等調整額は前連結会計年度比82億4百万円増加し21億98百万円となったことなどから、当期純利益は、前連結会計年度比43億97百万円増加し58億36百万円となりました。

	前連結会計年度 (A) (百万円)	当連結会計年度 (B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
連結粗利益	52,201	62,946	10,745
資金利益	53,279	51,137	△2,142
役務取引等利益	8,318	6,785	△1,533
その他業務利益	△9,397	5,023	14,420
営業経費(△)	39,254	40,439	1,185
一般貸倒引当金繰入額(△) ①	—	1,489	1,489
不良債権処理額(△) ②	11,000	8,058	△2,942
うち貸出金償却(△)	9,353	5,286	△4,067
うち個別貸倒引当金繰入額(△)	—	1,937	1,937
株式関係損益	△11,088	△7,188	3,900
その他	627	855	228
経常利益	△8,514	6,626	15,140
特別損益	4,662	2,223	△2,439
うち貸倒引当金戻入益	3,206	—	△3,206
うち貸出関連 ③	3,210	—	△3,210
うち貸出関連以外	△3	—	3
うち償却債権取立益 ④	1,842	2,285	443
税金等調整前当期純利益	△3,851	8,850	12,701
法人税、住民税及び事業税(△)	652	701	49
法人税等調整額(△)	△6,006	2,198	8,204
法人税等合計(△)	△5,354	2,899	8,253
少数株主利益(△)	63	114	51
当期純利益	1,439	5,836	4,397
与信費用 ①＋②	11,000	9,548	△1,452
与信コスト総額 ①＋②－③－④	5,948	7,262	1,314

(注) 連結粗利益＝資金利益（資金運用収益－資金調達費用）＋役務取引等利益（役務取引等収益－役務取引等費用）＋その他業務利益（その他業務収益－その他業務費用）

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社及び連結子会社では、店舗網の効率化及びサービスの向上並びに競争力の強化を図ることを目的に、銀行業を中心に設備投資を行っております。

銀行業では、株式会社紀陽銀行における事務機械への投資等により、23億74百万円の設備投資を実施しました。また、電子計算機関連業、事務代行業、リース業及びその他の事業では、事務機械等へ113百万円の設備投資を実施しました。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業

(平成22年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当社	—	本社	和歌山県 和歌山市	その他 設備	—	—	—	0	—	0	77
連結 子会社	株式会社 紀陽銀行	本店	和歌山県 和歌山市	店舗	5,151 (20)	2,074	848	552	59	3,534	388
	株式会社 紀陽銀行	東和歌山支 店他20か店 4出張所	和歌山県 和歌山市	店舗等	22,909 (1,899)	3,558	1,993	596	—	6,147	392
	株式会社 紀陽銀行	岩出支店 他1出張所	和歌山県 岩出市	店舗	2,052 (17)	279	68	80	—	428	39
	株式会社 紀陽銀行	打田支店 他3か店 1出張所	和歌山県 紀の川市	店舗	4,311 (1,675)	340	113	65	—	519	60
	株式会社 紀陽銀行	妙寺支店 他3か店	和歌山県 伊都郡	店舗	2,165 (576)	27	89	22	—	139	40
	株式会社 紀陽銀行	橋本支店 他3か店	和歌山県 橋本市	店舗	3,983 (1,864)	105	209	145	—	459	58
	株式会社 紀陽銀行	海南駅前支 店他3か店	和歌山県 海南市	店舗	4,648 (1,322)	372	210	72	—	654	66
	株式会社 紀陽銀行	野上支店 他1出張所	和歌山県 海草郡	店舗	1,327 (4)	9	21	7	—	38	15
	株式会社 紀陽銀行	箕島支店	和歌山県 有田市	店舗	1,234 (367)	67	19	37	—	125	28
	株式会社 紀陽銀行	金屋支店 他3か店	和歌山県 有田郡	店舗	4,918 (1,753)	250	246	73	—	570	57
	株式会社 紀陽銀行	御坊支店 他1か店	和歌山県 御坊市	店舗	3,088 (774)	281	71	37	—	390	44
	株式会社 紀陽銀行	南部支店 他1か店 1出張所	和歌山県 日高郡	店舗	1,707 (721)	17	77	18	—	113	30
	株式会社 紀陽銀行	田辺支店 他2か店	和歌山県 田辺市	店舗	2,568	376	89	69	—	534	69
	株式会社 紀陽銀行	朝来支店 他3か店	和歌山県 西牟婁郡	店舗	4,230 (1,388)	164	216	72	—	453	55
	株式会社 紀陽銀行	串本支店 他3か店	和歌山県 東牟婁郡	店舗	2,547 (18)	69	59	29	—	158	52
株式会社 紀陽銀行	新宮支店	和歌山県 新宮市	店舗	1,937 (273)	276	50	56	—	382	32	

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数 (人)	
					面積(m ²)						帳簿価額(百万円)
連結 子会社	株式会社 紀陽銀行	熊取支店 他1か店	大阪府 泉南郡	店舗	2,459 (873)	238	48	48	—	335	27
	株式会社 紀陽銀行	尾崎支店 他1か店	大阪府 阪南市	店舗	2,349 (679)	100	45	41	—	187	31
	株式会社 紀陽銀行	泉南支店	大阪府 泉南市	店舗	1,050	66	19	18	—	104	11
	株式会社 紀陽銀行	鶴原支店 他2か店	大阪府 泉佐野市	店舗	1,841 (102)	363	103	65	—	533	48
	株式会社 紀陽銀行	東貝塚支店 他1か店	大阪府 貝塚市	店舗	2,039 (1,030)	183	47	21	—	252	23
	株式会社 紀陽銀行	岸和田支店 他2か店	大阪府 岸和田市	店舗	1,575 (8)	545	44	63	—	653	50
	株式会社 紀陽銀行	和泉寺田支店 他1か店	大阪府 和泉市	店舗	1,174	112	123	124	—	359	27
	株式会社 紀陽銀行	泉北支店	大阪府 高石市	店舗	1,091 (1,091)	—	21	14	—	36	21
	株式会社 紀陽銀行	泉大津支店	大阪府 泉大津市	店舗	—	—	21	25	—	46	4
	株式会社 紀陽銀行	狭山支店	大阪府大 阪狭山市	店舗	—	—	16	11	—	27	14
	株式会社 紀陽銀行	河内長野 支店	大阪府河 内長野市	店舗	1,050 (1,050)	—	16	6	—	23	16
	株式会社 紀陽銀行	堺支店 他6か店	大阪府 堺市	店舗	3,556	775	1,563	171	—	2,510	132
	株式会社 紀陽銀行	東大阪支店 他1か店	大阪府 東大阪市	店舗	1,382	305	36	40	—	382	44
	株式会社 紀陽銀行	八尾南支店	大阪府 八尾市	店舗	—	—	35	24	—	59	17
	株式会社 紀陽銀行	大阪支店 他6か店	大阪府 大阪市	店舗等	3,193 (187)	2,454	1,071	161	—	3,688	115
	株式会社 紀陽銀行	五条支店	奈良県 五條市	店舗	774 (774)	—	30	14	—	44	20
	株式会社 紀陽銀行	高田支店	奈良県大 和高田市	店舗	606 (290)	30	1	9	—	41	15
	株式会社 紀陽銀行	東京支店	東京都 千代田区	店舗等	392	1,390	253	6	—	1,649	11
	株式会社 紀陽銀行	向芝オフィ ス	和歌山県 和歌山市	事務セ ンター 等	8,045	1,070	1,898	1,014	—	3,983	93
	株式会社 紀陽銀行	西浜家族寮 他	和歌山県 和歌山市 他	社宅・ 寮	7,625	2,484	434	0	—	2,918	—
株式会社 紀陽銀行	その他	和歌山県 和歌山市 他	書庫等	15,756	845	474	30	—	1,349	—	
阪和信用保 証株式会社	本社	和歌山県 和歌山市	その他 設備	—	—	0	6	—	6	15	

電子計算機関連業、事務代行業、リース業、その他の事業

(平成22年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
連結 子会社	紀陽情報システム株式会社	本社	和歌山県 和歌山市	その他 設備	—	—	27	25	—	53	278
	紀陽ビジネスサービス株式会社	本社	和歌山県 和歌山市	その他 設備	—	—	—	3	—	3	262
	紀陽リース・キャピタル株式会社	本社他	和歌山県 和歌山市	その他 設備	—	—	—	72	4	76	20
	株式会社 紀陽カード	本社	和歌山県 和歌山市	その他 設備	—	—	4	11	—	16	16
	株式会社 紀陽カード ディーシー	本社	和歌山県 和歌山市	その他 設備	—	—	2	6	—	9	10

(注) 1 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め881百万円であり
ます。

2 動産は、事務機械2,574百万円、その他1,404百万円であります。

3 店舗外現金自動設備150か所、外貨両替所1か所、住宅ローンセンター11か所、ビジネスサポートセンター4か所、コンサルティングデスク1か所、インスタブランチ1か所は上記に含めて記載しております。

4 上記には、連結会社以外の者に貸与している土地105百万円、建物466百万円が含まれております。

5 上記の他、連結会社以外からのリース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	事業の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間 リース料 (百万円)
連結 子会社	株式会社 紀陽銀行	銀行業	事務機械	—	ATM、営業 店端末機器等	—	395

6 当社従業員は、株式会社紀陽銀行からの出向者(76人)、同行の執行役員との兼任者(1人)であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定総額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
連結 子会社	株式会社 紀陽銀行	田辺支店	和歌山県 田辺市	建替	店舗等	1,068	331	自己資金	平成22年 1月	平成22年 11月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含めておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,798,381,105
第一種優先株式	123,734,000
第二種優先株式	8,209,500
第三種優先株式	6,000,000
計	1,936,324,605

(注) 1 「普通株式又は優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

2 定款上の「発行可能株式総数」では、普通株式は1,800,000,000株、第一種優先株式160,000,000株、第二種優先株式10,000,000株、第三種優先株式30,000,000株となっておりますが、普通株式については子銀行より買取った自己株式1,618,895株を消却したことにより1,798,381,105株となり、優先株式については当事業年度末までに消却により、第一種優先株式、第二種優先株式、及び第三種優先株式の発行可能株式数はそれぞれ36,266,000株、1,790,500株、24,000,000株減少し、それぞれ123,734,000株、8,209,500株、6,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	741,129,195	同左	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 (注) 2, 3, 4
第二種優先株式 (注1)	4,039,500	同左	—	(注) 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8
第4回第一種優先株式 (注1)	45,000,000	同左	—	(注) 2, 3, 4, 5, 7, 9
計	790,168,695	同左	—	—

(注) 1 当社が発行する優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2 当社の単元株式数は、普通株式及び各種優先株式のそれぞれにつき、1,000株であります。

3 提出日現在発行数には、平成22年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は含まれておりません。

4 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めはしておりません。また、各種優先株式の議決権につきましては、以下の8(3)及び9(3)の「議決権」に記載のとおりであり、これらの種類株式は、財務政策上の柔軟性を確保するために、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

5 「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」である優先株式の特質につきましては、普通株式を対価とする取得請求権の行使に際して、株価の変動による取得価額の変動により受取普通株式数は増減し、その修正基準・頻度及び行使価額の下限を定めており、これらの詳細については以下の8(6)・(7)及び9(5)・(6)の「普通株式を対価とする取得の請求」及び「普通株式を対価とする一斉取得」に記載のとおりであります。

また、当社全優先株式について、期間内において取得請求のなかった全てを一斉取得する旨を定めており、その詳細については以下の8(7)及び9(6)の「普通株式を対価とする一斉取得」に記載のとおりであります。

6 当該第二種優先株式については、当社の定める日に全部または一部を買い入れ取得することができる旨を定めており、その詳細については、8(5)の「金銭を対価とする取得条項の関する定め」に記載のとおりであります。

7 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決め、及び提出者の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間での取決めはありません。

8 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

① 優先配当金

期末配当金を支払うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき年10円の期末配当金(以下「第二種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二種優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき5円の優先中間配当金(以下「第二種優先中間配当金」という。)を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき500円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第二種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。

第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 金銭を対価とする取得条項に関する定め

当社は、平成23年9月30日までの会社が別に定める日に、当該第二種優先株式の全部または一部を買い入れ取得することができる。なお、一部買い入れ取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

取得価額は、第二種優先株式1株につき500円に取得日の属する事業年度における第二種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算をした額(円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

(6) 普通株式を対価とする取得の請求

第二種優先株主は、当社が第二種優先株式を取得するのと引換に、当社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成18年10月1日から平成23年9月30日までとする。ただし、当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成18年10月1日の時価とする。ただし、当該時価が519円50銭を下回るときは、519円50銭(ただし、下記④の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を当初取得価額とする。平成18年10月1日の時価とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日から平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする(以下「修正後取得価額」という。)。ただし、当該時価が下限取得価額を下回るときは、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④取得価額(本④項においては、下限取得価額を含む。)の調整

(ア)取得価額は、当社が第二種優先株式を発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし取得価額調整式により算出される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

(a)取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する普通株式を処分する場合

調整後取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b)株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合
調整後取得価額は、その証券(権利)の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが取得もしくは取得の請求がなされたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- (d) 当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が基準日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものとされている証券(権利)を発行した場合において、決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後の取得価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全額が取得請求または行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)(d)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。)とする。
- (カ) 取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、
(a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
(b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
(c) 上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、
(d) 上記(ア)(d)の決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または行使価額、をそれぞれいうものとする。
- ⑤ 取得請求により交付すべき普通株式数
第二種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。
取得請求により交付すべき普通株式数 $= \frac{\text{第二種優先株主が取得請求のために提出した第二種優先株式数} \times 500\text{円}}{\text{取得価額}}$
取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- ⑥ 取得請求により交付する株式の内容
株式会社紀陽ホールディングス普通株式
- ⑦ 取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第二種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は平成23年9月30日までに取得請求のなかった第二種優先株式の全てを、平成23年10月1日をもって取得し、第二種優先株式1株につき500円を平成23年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が519円50銭(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、第二種優先株式1株につき500円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に定める方法によりこれを取扱う。

(8) 優先順位

第二種優先株式の第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当社の第一種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

9 第4回第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第4回第一種優先株式を有する株主(以下「第4回第一種優先株主」という。)または第4回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第4回第一種優先登録株式質権者」という。)に対しては、次に定める額の期末配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金(以下「優先中間配当金」という。)を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

①優先配当金

当社が定款第47条に定める期末配当金を支払うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)に、当該期末配当金の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率を乗じて算出した額(ただし、平成19年3月31日を基準日とする優先配当金については、この額に、払込期日より平成19年3月31日までの実日数である139を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額)(円単位未満小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。以下「第4回第一種優先配当金」という。)を支払う。

配当年率は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

配当年率=日本円TIBOR(12ヶ月物)+1.150%

配当年率は、%単位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、上限は7.500%とする。

配当年率の見直し日は、平成19年4月1日以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日以降平成19年3月31日までの事業年度においては払込期日の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成19年4月1日以降の各事業年度においては、各事業年度に含まれる配当年率の見直し日(配当年率の見直し日が営業日でない場合は前営業日)の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」は、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオフアードレートとして合理的に決定する利率(年率で表される。)を指すものとする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、第4回第一種優先配当金を超えて配当を行わない。

④優先中間配当金

当社が定款第48条に定める中間配当を行うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の直前事業年度に基準日の属する第4回第一種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき700円を支払う。第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第4回第一種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、第4回第一種優先株主は、定時株主総会に第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第4回第一種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。第4回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得の請求

第4回第一種優先株主は、当社が第4回第一種優先株式を取得するのと引換に、当社の普通株式を交付することを請求(以下「取得請求」という。)することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日までとする。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成23年10月1日の時価とする。「時価」とは、平成23年10月1日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「当初時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「当初取得価額」という。)とする。なお、当初時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当初取得価額は、下記④に準じて調整される。

③取得価額の修正

平成23年10月2日から平成28年9月1日までの毎月1日(以下「修正日」という。)に、取得価額は、各修正日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「修正時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正日価額」という。)に修正される。なお、修正時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後の取得価額は、下記④に準じて調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の取得価額が当初取得価額の50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下記④による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の取得価額は下限取得価額とする。

④取得価額の調整

(ア) 取得価額（上記③の下限取得価額を含む。）は、当社が第4回第一種優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整される（以下当該調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（「新株予約権」には、新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合（無償割当てに関しては、当社の有する普通株式を処分する場合を含む。以下同じ。）

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、または基準日を定めずに無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。

- (c) 当該証券（権利）を当社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券（権利）（新株予約権を含む。以下同じ。）、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行（無償割当てを含む。）または交付する場合

調整後取得価額は、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合はその証券（権利）の払込期日（ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の終わりに、発行（無償割当てを含む。）または交付される証券（権利）の全てが当初の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権の全てが当初の条件で行使されたものとみなして（ただし、取得価額および行使価額が複数存在する場合には、もっとも低い価額で当社普通株式の交付を受けられる条件によって、取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権が行使されたものとみなして）、取得価額調整式を準用して算出するものとし、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合にはその証券（権利）の払込期日（ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、その取得価額または行使価額が上記の各時点では確定していない場合は、調整後取得価額は、当該価額の確定時点において、発行（無償割当てを含む。）または交付された証券（権利）のうち残存する全てが当該確定時点の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または残存する新株予約権の全てが当該確定時点の条件で行使されたものとみなして、取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額の確定時点の翌日以降、これを適用する。

- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、または普通株式の併合、その他会社の発行済普通株式総数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生等により取得価額の調整を必要とする場合には、その後の取得価額は、当社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

- (ウ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整前に、上記④(ア)(イ)に基づくみなしの結果、新規発行・処分普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式数を加えたものとする。また、上記(ア)(b)の場合には、取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」には、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。
- (カ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額・処分価額」とは、
- (a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
- (b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
- (c) 上記(ア)(c)の、当該証券(権利)を当社が取得すると引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合は、それぞれ、当初の取得価額または新株予約権の行使価額(取得価額および行使価額が複数存在する場合には、そのうちでもっとも低い価額)(その取得価額または行使価額が発行の時点では確定していない場合は、当該価額が確定した時点における当該価額)をそれぞれいうものとする。
- (キ) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額を調整前取得価額から差引いた額が±1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後、次の取得価額の修正日が到来する前に取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額から上記差額を差引いた額を使用する。

⑤取得請求により交付すべき普通株式数

第4回第一種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回第一種優先株主が取得請求に際して提出した第4回第一種優先株式数} \times 700\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑥取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第4回第一種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成28年9月30日までに取得請求のなかった第4回第一種優先株式の全てを、平成28年10月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換に、各第4回第一種優先株主に対して、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、上記45取引日の間に、上記(5)④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、当社取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、当該下限取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(7) 優先順位

第4回第一種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当社の他の第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年2月1日 (注) 1	普通株式 594,693 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,830 第三種 優先株式 24,000	普通株式 594,693 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,830 第三種 優先株式 24,000	30,000	30,000	49,989	49,989
平成18年3月20日 (注) 2	普通株式 — 第一種 優先株式 — 第二種 優先株式 — 第三種 優先株式 — 第2回第一種 優先株式 26,000 第3回第一種 優先株式 10,000	普通株式 594,693 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,830 第三種 優先株式 24,000 第2回第一種 優先株式 26,000 第3回第一種 優先株式 10,000	12,600	42,600	12,600	62,589
平成18年8月1日 (注) 3	—	普通株式 614,260 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,830 第三種 優先株式 24,000 第2回第一種 優先株式 26,000 第3回第一種 優先株式 10,000	—	42,600	△31,294	31,294

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減 額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年11月13日 (注) 4	普通株 — 第一種 優先株式 — 第二種 優先株式 — 第三種 優先株式 — 第2回第一種 優先株式 — 第3回第一種 優先株式 — 第4回第一種 優先株式 45,000	普通株 627,150 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,830 第三種 優先株式 24,000 第2回第一種 優先株式 22,500 第3回第一種 優先株式 5,200 第4回第一種 優先株式 45,000	15,750	58,350	15,750	47,044
平成18年4月1日 ～ 平成19年3月31日 (注) 5	普通株 132,445 第一種 優先株式 — 第二種 優先株式 △460 第三種 優先株式 — 第2回第一種 優先株式△22,400 第3回第一種 優先株式△10,000 第4回第一種 優先株式 —	普通株 727,139 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 5,370 第三種 優先株式 24,000 第2回第一種 優先株式 3,600 第3回第一種 優先株式 — 第4回第一種 優先株式 45,000	—	58,350	—	47,044
平成19年4月1日 ～ 平成20年3月31日 (注) 6	普通株 12,286 第一種 優先株式 — 第二種 優先株式 △542 第三種 優先株式△24,000 第2回第一種 優先株式 △3,600 第4回第一種 優先株式 —	普通株 739,425 第一種 優先株式 266 第二種 優先株式 4,827 第三種 優先株式 — 第2回第一種 優先株式 — 第4回第一種 優先株式 45,000	—	58,350	—	47,044

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日 ～ 平成21年3月31日 (注) 7	普通株 416 第一種 優先株式 △ 43 第二種 優先株式 △ 274 第4回第一種 優先株式 —	普通株 739,841 第一種 優先株式 223 第二種 優先株式 4,553 第4回第一種 優先株式 45,000	—	58,350	—	47,044
平成21年4月1日 ～ 平成22年3月31日 (注) 8	普通株 1,287 第一種 優先株式 △ 223 第二種 優先株式 △ 514 第4回第一種 優先株式 —	普通株 741,129 第一種 優先株式 — 第二種 優先株式 4,039 第4回第一種 優先株式 45,000	—	58,350	—	47,044

(注) 1 平成18年2月1日株式移転による発行

2 有償第三者割当

第2回第一種優先株式 26,000千株
発行価格 700円
資本組入額 350円
割当先 野村證券株式会社

第3回第一種優先株式 10,000千株
発行価格 700円
資本組入額 350円
割当先 三菱UFJ証券株式会社

3 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

4 平成18年11月13日に第4回第一種優先株式を以下のとおり発行した結果、資本金が15,750百万円増加し58,350百万円となり、また、資本準備金が15,750百万円増加し47,044百万円となりました。

有償第三者割当

第4回第一種優先株式 45,000千株
発行価格 700円
資本組入額 350円
割当先 株式会社整理回収機構

5 第2期中に、優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第二種優先株式が460千株、第2回第一種優先株式が22,400千株及び第3回第一種優先株式が10,000千株減少し、また、当該優先株式に係る取得請求権の行使に伴い、普通株式が132,445千株増加いたしました。

6 第3期中に、優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第二種優先株式542千株、第2回第一種優先株式3,600千株が減少し、当該優先株式に係る取得請求権の行使により普通株式が13,904千株増加しました。また同期中、子銀行から普通株式及び第三種優先株式を買い取り、消却したことにより、普通株式1,618千株、第三種優先株式24,000千株が減少しました。
以上の結果、普通株式については期中12,286千株の増加となりました。

7 第4期中に、優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第一種優先株式43千株、第二種優先株式274千株減少し、当該優先株式に係る取得請求権の行使に伴い、普通株式416千株増加いたしました。

8 当事業年度中に、優先株式の取得及び消却を実施したことに伴い、第一種優先株式223千株、第二種優先株式514千株減少し、当該優先株式に係る取得請求権の行使に伴い、普通株式1,287千株増加いたしました。

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	65	33	1,580	105	6	19,629	21,419	—
所有株式数(単元)	199	181,850	5,728	296,079	34,463	21	219,882	738,222	2,907,195
所有株式数の割合(%)	0.02	24.63	0.77	40.10	4.66	0.00	29.78	100	—

(注) 1 自己株式500,768株は「個人その他」に500単元、「単元未満株式の状況」に768株含まれております。

2 「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、2単元含まれております。

② 第二種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	116	—	—	396	513	—
所有株式数(単元)	—	40	—	1,595	—	—	2,404	4,039	500
所有株式数の割合(%)	—	0.99	—	39.48	—	—	59.51	100	—

③ 第4回第一種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	45,000	—	—	—	45,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100	—	—	—	100	—

(7) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46-1	45,000	5.69
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	25,813	3.26
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	18,392	2.32
紀陽フィナンシャルグループ従 業員持株会	和歌山市本町1丁目35	12,353	1.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	12,000	1.51
野村信託銀行株式会社(紀陽フ ィナンシャルグループ従業員持 株会専用信託口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	10,034	1.26
株式会社島精機製作所	和歌山市坂田85	8,400	1.06
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,144	1.03
株式会社湊組	和歌山市湊2丁目12-24	8,060	1.02
南海電気鉄道株式会社	大阪市中央区難波5丁目1-60	7,114	0.90
計	—	155,311	19.65

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 33,957千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 18,392千株

2 野村信託銀行株式会社(紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託口)の所有株式数は後述の(10)従業員株式所有制度の内容に記載した信託財産であり、議決権行使の指図者は信託管理人です。

3 株式会社整理回収機構の全株式は議決権を有しない第4回第一種優先株式であり、株式会社島精機製作所、株式会社湊組は議決権を有しない第二種優先株式をそれぞれ、100千株、40千株含んでおります。

4 平成19年1月18日付にて提出された、りそな信託銀行株式会社、預金保険機構及び株式会社整理回収機構を共同保有者とする大量保有報告書により、平成19年1月15日現在で、それぞれが以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。そのなかで、共同保有者として記載されている株式会社整理回収機構の保有株式数の内容は、当社の当事業年度末の優先株式の株主名簿上の記載内容と一致しておりますので大株主の状況の所有株式数別に記載しておりますが、りそな信託銀行株式会社、預金保険機構については、当社としては当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

(大量保有報告書の内容)

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	6,800	0.92
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町1丁目1番2号	3,364	0.46

(注) 上記保有株券等の数及び株券等保有割合は大量保有報告書に記載されているものを転記しております。

② 所有議決権数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	25,813	3.50
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	18,392	2.49
紀陽フィナンシャルグループ従 業員持株会	和歌山市本町1丁目35	12,353	1.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	12,000	1.62
野村信託銀行株式会社(紀陽フ ィナンシャルグループ従業員持 株会専用信託口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	10,034	1.36
株式会社島精機製作所	和歌山市坂田85	8,300	1.12
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,144	1.10
株式会社湊組	和歌山市湊2丁目12-24	8,020	1.08
南海電気鉄道株式会社	大阪市中央区難波5丁目1-60	7,114	0.96
株式会社大林組	大阪市中央区北浜東4-33	7,059	0.95
計	—	117,229	15.89

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 4,039,000 第4回第一種優先株式 45,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式等) 普通株式 500,000 (相互保有株式) 普通株式 262,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 737,460,000	737,460	(注) 2
単元未満株式	普通株式 2,907,195 第二種優先株式 500	—	1単元未満の株式 (注) 3
発行済株式総数	普通株式 741,129,195 優先株式 49,039,500	—	—
総株主の議決権	—	737,460	—

(注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式768株および株式会社紀陽カードディーシー所有の相互保有株式955株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社紀陽ホールディングス	和歌山市本町1丁目35	500,000	—	500,000	0.06%
(相互保有株式) 株式会社紀陽カードディーシー	和歌山市杉ノ馬場2丁目77	262,000	—	262,000	0.03
計	—	762,000	—	762,000	0.09

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

① 従業員株式所有制度の概要

イ. 導入の目的

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与し、従業員の経営参画意識を高めることで、業績向上につなげることを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

ロ. 当制度の概要

紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会（以下、「持株会」）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

当社が信託銀行に「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得する規模の当社株式を予め取得します。その後、従持信託から持株会に対して定時に時価で当社株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で、従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。

なお、当社は従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

ハ. 従持信託の概要

- i. 委託者 当社
- ii. 受託者 野村信託銀行株式会社
- iii. 信託契約日 平成22年2月2日
- iv. 信託の期間 平成22年2月2日～平成27年1月30日

② 従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

10,366千株

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

原則として、信託終了時に持株会に加入している者ですが、定年退職や転籍等の会社都合による退会者も含めて「受益候補者」としております。

「受益候補者」は、所定の手続を行うことで受益者となります。死亡者等は受益者になることはできません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条7号に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得、ならびに会社法第155条第4号の規定に基づく第一種優先株式及び第二種優先株式の取得。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

① 普通株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	65,905	7,748,624
当期間における取得自己株式	3,795	474,083

(注) 会社法第155条第7号に基づく単元未満株式の買取請求によるものです。なお、当期間については、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出までの単元未満株式の買取請求は含まれておりません。

② 第一種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	223,000	(注)
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 会社法第155条第4号に基づく取得請求により、当社は、第一種優先株式223,000株の取得と引換に、当会社普通株式792,787株を交付いたしました。当期間については、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出までの取得請求権の行使による株式数は含まれておりません。

③ 第二種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	514,000	(注)
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 会社法第155条第4号に基づく取得請求により、当社は、第二種優先株式514,000株の取得と引換に、当会社普通株式494,694株を交付いたしました。当期間については、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出までの取得請求権の行使による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

① 普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)	13,791	1,617,216	9	1,143
保有自己株式数	500,768	—	504,554	—

(注) 会社法第194条第1項の規定に基づく、単元未満株式の売渡請求によるものです。なお、当期間については、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡請求は含まれておりません。

② 第一種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	223,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当該自己株式は当会社普通株式の交付と引換に取得したものであり取得価額はゼロであったことから、処分価額の総額については該当ありません。

③ 第二種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	514,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当該自己株式は当会社普通株式の交付と引換に取得したものであり取得価額はゼロであったことから、処分価額の総額については該当ありません。

3 【配当政策】

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や財務体質強化のために、適正な内部留保の充実をはかりつつ、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当事業年度の業績及び将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、普通株式1株につき3円とし、その他の各種優先株式についてはそれぞれ所定の優先配当金とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、より効率的な投資をおこない、経営体質の強化に全力を尽くしてまいりますと考えております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当社の剰余金の配当は、期末配当のみの年1回を基本的な方針としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	株式の種類	1株当たり配当額(円)
平成22年6月29日 定時株主総会決議	2,847	普通株式	3.00
		第4回第一種優先株式	13.00
		第二種優先株式	10.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

① 普通株式

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	361	335	219	184	132
最低(円)	295	172	149	111	105

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、当社は平成18年2月1日付で東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。従って、それ以前の株価については該当ありません。

② 優先株式

当社第一種優先株式、第二種優先株式及び第4回第一種優先株式は、非上場であるため、該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	113	113	121	118	117	129
最低(円)	105	107	110	112	111	113

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 優先株式

当社第一種優先株式、第二種優先株式及び第4回第一種優先株式は、非上場であるため、該当ありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)		片 山 博 臣	昭和22年1月4日生	昭和47年2月 株式会社紀陽銀行入行、名古屋支店長・人事部副部長等を歴任 平成5年10月 同行営業推進部長 平成7年6月 同行堺支店長 平成9年4月 同行総合企画部長 平成9年6月 同行取締役総合企画部長 平成9年8月 同行取締役総合企画部長兼頭取室長 平成10年12月 同行取締役総合企画部長 平成11年4月 同行取締役総務部長 平成11年10月 同行取締役統括母店長兼東和歌山支店長 平成13年5月 同行常務取締役統括母店長兼東和歌山支店長 平成13年6月 同行常務取締役 平成14年4月 同行代表取締役頭取(現職) 平成18年2月 当社代表取締役社長(現職)	平成22年6月から1年	224
専務取締役		米 坂 享	昭和26年10月21日生	昭和49年4月 株式会社紀陽銀行入行、本店営業部次長・総合企画部副部長等を歴任 平成11年4月 同行堀止支店長 平成13年4月 同行経営管理部長 平成13年10月 同行検査部長 平成14年6月 同行監査役 平成17年6月 同行取締役経営企画本部長 平成18年2月 当社グループ企画部長 平成18年10月 株式会社紀陽銀行取締役経営企画本部長兼人事部長 平成19年8月 同行取締役経営企画本部長兼経営企画部長兼人事部長 平成20年4月 同行取締役経営企画本部長 平成20年6月 当社常務取締役グループ企画部長 平成20年6月 株式会社紀陽銀行常務取締役経営企画本部長 平成21年6月 当社専務取締役(現職) 平成21年6月 株式会社紀陽銀行専務取締役営業推進本部長兼営業統括部長 平成21年10月 同行専務取締役営業推進本部長(現職)	平成22年6月から1年	89

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	グループ 管理部長	泉 清 映	昭和29年12月1日生	昭和52年4月 株式会社紀陽銀行入行 平成4年10月 同行香港駐在員事務所長 平成11年4月 同行深日支店長 平成14年6月 同行営業企画部長 平成15年4月 同行総合管理本部副本部長 平成16年4月 同行総合管理本部部長 平成17年6月 同行取締役総合管理本部部長 平成18年10月 同行取締役和歌山北事業部長 平成20年6月 同行取締役和歌山北事業部長兼 和歌山南事業部長 平成21年5月 同行取締役 平成21年6月 当社常務取締役グループ管理部長 (現職) 平成21年6月 株式会社紀陽銀行常務取締役 (現職)	平成22 年6月 から 1年	73
常務取締役	グループ 企画部長	成 田 幸 夫	昭和30年6月6日生	昭和53年4月 株式会社紀陽銀行入行 平成11年4月 同行頭取室東京事務所長 平成13年10月 同行経営企画部長 平成15年4月 同行東京本部副本部長 平成16年4月 同行東京本部部長 平成17年6月 同行執行役員東京本部部長兼東京支 店長 平成18年10月 同行執行役員東京本部部長兼市場営 業部長兼東京支店長 平成19年4月 同行執行役員東京本部部長兼市場営 業部長 平成20年6月 同行取締役東京本部部長兼市場営業 部長 平成21年6月 当社取締役グループ企画部長 平成21年6月 株式会社紀陽銀行取締役経営企画 本部部長 平成22年6月 当社常務取締役グループ企画部長 (現職) 平成22年6月 株式会社紀陽銀行常務取締役経営 企画本部部長 (現職)	平成22 年6月 から 1年	66
取締役		阪 本 彰 央	昭和27年9月28日生	昭和50年4月 株式会社紀陽銀行入行、東岸和田 支店長・総合企画部東京事務所長 等を歴任 平成11年10月 同行総務部長 平成13年10月 同行経営管理部長 平成15年4月 同行田辺支店長 平成16年6月 同行執行役員東京本部部長 平成16年10月 同行執行役員東京本部部長兼東京支 店長 平成17年6月 同行取締役本店営業部長 平成18年10月 同行取締役大阪南事業部長 平成19年6月 当社取締役(現職) 平成19年6月 紀陽情報システム株式会社取締役 副社長 平成22年6月 紀陽情報システム株式会社代表取 締役社長(現職)	平成22 年6月 から 1年	89
取締役 (非常勤)		水 野 八 朗	昭和17年9月27日生	昭和47年4月 弁護士登録(東京弁護士会登録) 昭和49年4月 和歌山弁護士会に登録換 昭和62年4月 和歌山弁護士会会長、日本弁護士 連合会理事 平成15年4月 近畿弁護士会連合会理事長 平成19年6月 当社取締役(現職)	平成22 年6月 から 1年	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		玉井 享	昭和24年11月7日生	昭和47年4月 株式会社紀陽銀行入行、羽倉崎支店長等を歴任 平成11年5月 同行業務企画部長 平成12年6月 同行退職 紀陽興産株式会社代表取締役社長 平成16年6月 紀陽興産株式会社退職 株式会社紀陽銀行執行役員 平成17年4月 同行特別嘱託 株式会社和歌山銀行執行役員 平成18年2月 株式会社和歌山銀行取締役 平成18年10月 株式会社紀陽銀行執行役員和歌山南事業部長 平成20年6月 当社監査役(現職) 株式会社紀陽銀行監査役(現職)	平成20年6月から4年	56
監査役 (常勤)		樋口 勝二	昭和30年2月21日生	昭和52年4月 株式会社紀陽銀行入行、東大阪支店長、白浜支店長、岸和田連合店統括支店長等を歴任 平成15年4月 同行岩出支店長 平成15年7月 同行岩出連合店統括支店長 平成17年4月 同行東和歌山連合店統括支店長 平成17年6月 同行執行役員東和歌山連合店統括支店長 平成18年4月 当社グループ監査部長 株式会社紀陽銀行執行役員業務監査室長 平成18年10月 同行執行役員業務監査部長 平成21年6月 当社監査役(現職) 株式会社紀陽銀行監査役(現職)	平成21年6月から4年	105
監査役 (非常勤)		松川 雅典	昭和21年11月7日生	昭和47年4月 弁護士登録(大阪弁護士会所属) 弁護士法人淀屋橋・山上合同業務執行社員 平成14年6月 株式会社紀陽銀行監査役(現職) 平成18年2月 当社監査役(現職)	平成22年6月から4年	10
監査役 (非常勤)		増尾 穰	昭和12年3月1日生	昭和34年4月 南海電気鉄道株式会社入社 昭和56年6月 同社経理部長 昭和62年6月 同社取締役経理部長 平成元年6月 同社常務取締役 平成5年6月 同社専務取締役 平成8年6月 同社代表取締役副社長 平成13年6月 同社相談役、南海マネジメントサービス株式会社代表取締役会長 平成15年6月 南海マネジメントサービス株式会社代表取締役会長退任 平成15年6月 株式会社紀陽銀行監査役(現職) 平成17年6月 南海電気鉄道株式会社相談役退任 平成18年2月 当社監査役(現職)	平成22年6月から4年	52
監査役 (非常勤)		大平 勝之	昭和19年2月5日生	昭和40年1月 和歌山県庁入庁 平成7年11月 和歌山県秘書課長 平成10年4月 同審議監 平成11年4月 同知事公室長 平成12年10月 同出納長 平成13年6月 関西国際空港株式会社監査役 平成16年10月 和歌山県出納長退任 平成16年11月 和歌山県信用保証協合理事長 平成17年6月 関西国際空港株式会社監査役退任 平成18年6月 当社監査役(現職) 株式会社紀陽銀行監査役(現職) 平成19年3月 和歌山県信用保証協合理事長退任	平成22年6月から4年	30
計						801

- (注) 1 取締役 水野八朗は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役 松川雅典、増尾穰、大平勝之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 所有する株式数はすべて普通株式であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要等

当社およびグループ各社では、コーポレート・ガバナンスを強化し、企業価値の向上を図るためには、経営の透明性を確保し、高い倫理観をもち、コンプライアンスを重視する企業風土を醸成していくことが最も重要であると認識しております。

この実践に向けて、経営の意思決定をはじめ、あらゆる企業活動の基本方針として「紀陽フィナンシャルグループの誓い」を制定し、当社グループの使命として、総合金融サービスの提供を通じ地域社会の繁栄に貢献することを「お客様」「株主様」「地域社会」に誓うとともに、「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」を制定し、全役職員が、地域金融グループとしての社会的責任と公共的使命を十分認識し、共通の倫理観や価値観を持ち、コンプライアンスを重視する企業風土を醸成してまいります。

(イ) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は紀陽フィナンシャルグループの中核として、業務執行上の重要案件に対する迅速な対応を行うため、グループ全体の企画部門、管理部門の集中化、一元化をはかり、取締役会のほか、代表取締役社長の最高協議機関である経営会議を機動的に開催し、グループ経営戦略や経営計画に関する協議を行っております。

また、取締役会としての監督機能の充実をはかるため、取締役会の直轄機関として、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス委員会では、遵法経営の徹底とコンプライアンス意識の向上を進めて行くための取り組みについて、リスク管理委員会では、グループリスクの一元管理、統合リスク管理に基づき、各種リスクを総合的に把握し、適切な対応策について協議を行っております。これらの委員会での協議事項につきましては取締役会への答申・報告をおこなっております。

なお、当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めており、平成22年3月末現在、6名（うち1名は社外取締役）で構成されております。

(ロ) 監査役監査の状況

当社では、監査役制度を採用しております。

監査役は、経営の監査機能の中心的な役割を果たしております。また、会計監査人やグループ監査部との連携を密にし、経営全般の実態把握に努めるとともに、業務監査・調査目的のもと、経営会議や各種委員会等重要会議にも幅広く出席し、適正な牽制機能の確保をはかっております。

なお、平成22年3月末現在、当社の監査役会は、監査役5名（うち3名は社外監査役）で構成されております。

社内監査役は、当社の連結子会社である株式会社紀陽銀行等で、長年にわたり様々な分野の業務に携わっており、銀行経営についての相当の知見を有しております。また、社外監査役については、下記「③ 社外取締役及び社外監査役」に記載のとおりであります。

(ハ)内部監査及びリスク管理態勢の整備の状況

当社は、グループ各社の内部監査の統括部署として「グループ監査部」（平成22年3月末現在13名）を設置し、当社の内部監査に加え、グループ各社の内部監査部門を統括し、内部監査実施状況のモニタリングをおこなうことで、内部監査態勢の適切性・有効性を検証しております。

リスク管理態勢については、グループ全体のリスク管理を統括する部署として「グループ管理部」を設置して、リスク管理やコンプライアンス部門の独立性を確保するとともに、統合リスク管理態勢の構築による、より高度なリスク管理態勢をめざしております。

(ニ)会計監査の状況

当社はあずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりです。

指定社員 業務執行社員 川 井 一 男
指定社員 業務執行社員 西 尾 方 宏
指定社員 業務執行社員 奥 田 賢

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他16名です。

(ホ)内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携について

監査役会は、会計監査人と定期的な会合をもち、会計監査人による監査計画や監査重点項目について協議するなど緊密な連携をはかっております。また、必要に応じて会計監査人の往査や監査講評に立ち会うほか、会計監査人の監査実施状況について報告を求めることとしております。

当社の内部監査部門であるグループ監査部は、実施した監査結果について監査役会に報告するなど、監査役会と内部監査部門とは連携を密にしております。また、監査役会は、必要に応じ特定事項に関する監査の実施を求めることができることにしております。

(ヘ)社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社と当社の社外取締役及び社外監査役の間には、特記すべき事項はございません。

なお、当社の連結子会社と社外監査役増尾穰の近親者及び大平勝之の近親者が議決権の過半数を有している会社等の取引につきましては、第5「経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「関連当事者情報」に記載のとおりであります。

(ト)法令等遵守の徹底

当社グループでは、全役職員に法令等の遵守を徹底させるため、「紀陽フィナンシャルグループの誓い」「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」「紀陽フィナンシャルグループ役員行動規範」「紀陽フィナンシャルグループ法令等遵守規程」を策定し、全役職員への浸透をはかっております。

また、コンプライアンスに関する取り組みにつきましては、積極的に開示する方針といたしております。

なお、コンプライアンス委員会は、弁護士である社外取締役水野八朗氏を委員長とし、さらに社外の有識者(社外取締役を含む社外の第三者)を構成員とすることでコンプライアンスに関する取り組みについて透明性の確保をはかっております。

(チ)コーポレート・ガバナンスの強化

経営の透明性の確保とコンプライアンスを重視する企業風土醸成のためのコーポレート・ガバナンスの強化をはかっております。上記に記載のコンプライアンス委員会、リスク管理委員会のほか、以下の委員会を設置しております。

・ 経営諮問委員会(アドバイザーボード)

経営に対する評価・助言を得るために社外の有識者で構成される「経営諮問委員会(アドバイザーボード)」を設置しています。

・ 経営強化計画推進委員会

計画の着実な推進と進捗管理のために、経営陣により構成される「経営強化計画推進委員会」を設置しています。

・ IT戦略委員会

グループ全体の業務再構築による経営の効率化や新たな経営管理体制構築に向け、システム投資およびシステム開発を協議する場として「IT戦略委員会」を設置しています。

(リ)取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

(ヌ)株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策が遂行できるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(ル)株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定めております。

また、種類株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2をもって行う旨を定款で定めております。

(ロ)各種優先株式について議決権を有しないこととしている理由

当社は、財務政策上の柔軟性を確保するために、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で議決権を有しない、第二種優先株式及び第4回第一種優先株式を発行しております。(ただし、各種優先株主は、定時株主総会に優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその終結のときより、優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有します。)

② 内部監査及び監査役監査の状況

上記「① 企業統治の体制の概要等」中、「(ロ)監査役監査の状況」、「(ハ)内部監査及びリスク管理態勢の整備の状況」及び「(ホ)内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携について」に記載のとおりであります。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社では、経営の客観性及び中立性の確保に努めるため、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。それぞれの社外取締役及び社外監査役の選任理由は次のとおりです。

社外取締役水野八朗氏は、弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、法務・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。また、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した立場で、適切な意見をいただくことにより、当社の経営に資することが大きいと判断し、選任しております。当社においては、コンプライアンス委員会の委員長を務めていただいております。法務・コンプライアンス部門との連携を密にし、業務執行の適法性及びコンプライアンス関係について提言をいただいております。

社外監査役松川雅典氏は、弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、法務・財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役として独立した立場で、取締役の業務執行に対する監査を行うことにより、当社の透明性の高い経営に資することが大きいと判断し、選任しております。取締役会や経営会議等重要な会議においては、主に弁護士としての専門的見地から、法務・コンプライアンス関係をはじめとして、当社の経営全般について提言をいただいております。

社外監査役増尾穰氏は、南海電気鉄道株式会社の経理部長を8年間担当後、同社代表取締役副社長等を歴任しており、経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役として独立した立場で、取締役の業務執行に対する監査を行うことにより、当社の透明性の高い経営に資することが大きいと判断し、選任しております。取締役会や経営会議等重要な会議においては、財務及び会計関係をはじめとして、当社の経営全般について提言をいただいております。

社外監査役大平勝之氏は、和歌山県出納長、和歌山県信用保証協会理事長及び関西国際空港株式会社監査役等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役として独立した立場で、幅広い見識を活かした業務執行に対する監査を行うことにより、当社の透明性の高い経営に資することが大きいと判断し、選任しております。取締役会や経営会議等重要な会議においては、客観的・中立的な視点で、当社の経営全般について提言をいただいております。

社外取締役及び社外監査役については、それぞれ秘書室及び監査役室のスタッフがその補佐を行っており、取締役会や経営会議等の議案内容資料を配布するなど、監督・監視機能の向上を図っております。その他、社外監査役は、社内監査役との連携を密にし、「② 内部監査及び監査役監査の状況」に記載のとおり、社内情報の把握を行っております。

なお、社外取締役及び社外監査役の提出会社からの独立性につきましては、「(ヘ)社外取締役及び社外監査役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係」に記載のとおりであります。

④ 役員の報酬等の内容

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員 の員数(人)
		報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	28	28	—	7
監査役(社外監査役を除く)	7	7	—	3
社外役員	6	6	—	4
合計	42	42	—	14

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 取締役、監査役の支給人数には、平成21年5月8日に退任した取締役1名、平成21年6月26日に退任した取締役1名、監査役1名が含まれております。

上記役員のうち、提出会社の連結子会社の役員を兼務している者に対して、当該連結子会社において支払われた内容は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員 の員数(人)
		報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	81	81	—	7
監査役(社外監査役を除く)	29	29	—	3
社外役員	10	10	—	3
合計	120	120	—	13

(注) 上記以外に取締役及び監査役に対する使用人としての報酬等は16百万円、員数は3人であり、その内容は使用人分基本給与のみであります。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

また、報酬の決定に関する方針につきましては、取締役の報酬は、役位などによる固定報酬部分と、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分の合計額をベースとし、さらに、経営内容・経済情勢などを勘案のうえ決定されることとしております。

なお、監査役及び社外役員の報酬は、固定報酬とし、業績連動報酬部分はございません。

⑤ 株式の保有状況

イ 当社について

- a 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当ありません。
- b 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売買損益および
評価損益
該当ありません。
- c 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更
したもの
該当ありません。
- d 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更
したもの
該当ありません。

ロ 最大保有会社に該当する株式会社紀陽銀行について

- a 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
銘柄数 143銘柄
貸借対照表計上額の合計額 42,024百万円

- b 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式（みなし保有株式および非上場株式を除く）
のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社三菱UFJファイナ ンシャルグループ	19,591,141	9,599	緊密な関係の維持強化
株式会社損害保険ジャパ ン	6,057,000	3,973	緊密な関係の維持強化
住友不動産株式会社	1,539,370	2,738	総合的な取引の維持拡大
株式会社島精機製作所	1,310,000	2,737	総合的な取引の維持拡大
住友金属工業株式会社	7,088,459	2,006	総合的な取引の維持拡大
南海電気鉄道株式会社	5,005,527	1,857	総合的な取引の維持拡大
株式会社京都銀行	1,845,127	1,588	経営戦略上の投資
関西電力株式会社	660,854	1,415	総合的な取引の維持拡大
株式会社オークワ	1,429,322	1,346	総合的な取引の維持拡大
高砂香料工業株式会社	2,359,326	1,189	総合的な取引の維持拡大

- c 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	当事業年度末			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	3,595	75	△477	△428
非上場株式	—	—	—	—

- d 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当ありません。

- e 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当ありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	18	3	18	—
連結子会社	70	—	70	5
計	88	3	88	5

② 【その他重要な報酬の内容】

該当ありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

財務報告に係る内部統制の構築に関するアドバイザー業務の委託に係るものであります。

当連結会計年度

該当ありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき作成し、当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

4 当社は、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、社外の研修に参加するなど、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	60,991	62,121
コールローン及び買入手形	31,422	85,808
債券貸借取引支払保証金	41,760	20,877
買入金銭債権	5,211	4,273
商品有価証券	5,011	5,328
有価証券	※7, ※13 801,474	※7, ※13 945,776
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,378,516	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,445,529
外国為替	※6 3,980	※6 1,580
その他資産	※7 26,627	※7 29,010
有形固定資産	※9, ※10 34,054	※9, ※10 34,343
建物	10,672	10,539
土地	18,677	18,711
リース資産	74	63
建設仮勘定	0	336
その他の有形固定資産	4,630	4,692
無形固定資産	18,686	19,739
ソフトウェア	1,375	1,167
のれん	11,479	9,799
リース資産	70	53
その他の無形固定資産	5,761	8,719
繰延税金資産	42,900	33,339
支払承諾見返	21,341	18,315
貸倒引当金	△34,362	△32,971
資産の部合計	3,437,616	3,673,074
負債の部		
預金	※7 3,111,213	※7 3,270,199
譲渡性預金	86,693	127,332
債券貸借取引受入担保金	—	※7 27,145
借入金	※7, ※11 42,617	※7, ※11 34,748
外国為替	130	21
社債	※12 13,800	※12 8,000
その他負債	35,077	27,349
退職給付引当金	456	25
役員退職慰労引当金	72	40
睡眠預金払戻損失引当金	604	590
偶発損失引当金	272	404
支払承諾	21,341	18,315
負債の部合計	3,312,280	3,514,173

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
資本金	58,350	58,350
資本剰余金	64,630	64,630
利益剰余金	34,204	37,099
自己株式	△132	△1,288
株主資本合計	157,053	158,791
その他有価証券評価差額金	△33,611	△1,897
繰延ヘッジ損益	△0	△1
評価・換算差額等合計	△33,612	△1,899
少数株主持分	1,894	2,008
純資産の部合計	125,335	158,900
負債及び純資産の部合計	3,437,616	3,673,074

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	87,764	86,213
資金運用収益	64,897	61,414
貸出金利息	51,200	48,084
有価証券利息配当金	13,145	13,044
コールローン利息及び買入手形利息	261	92
債券貸借取引受入利息	17	12
預け金利息	87	9
その他の受入利息	184	170
役務取引等収益	12,275	10,710
その他業務収益	9,307	10,312
その他経常収益	1,284	3,776
経常費用	96,278	79,587
資金調達費用	11,617	10,276
預金利息	9,899	8,838
譲渡性預金利息	452	210
コールマネー利息及び売渡手形利息	12	—
債券貸借取引支払利息	29	40
借用金利息	674	746
社債利息	480	428
その他の支払利息	67	13
役務取引等費用	3,956	3,924
その他業務費用	18,705	5,289
営業経費	39,254	40,439
その他経常費用	22,744	19,657
貸倒引当金繰入額	—	3,407
その他の経常費用	※1 22,744	※1 16,249
経常利益又は経常損失(△)	△8,514	6,626
特別利益	5,149	2,285
固定資産処分益	101	—
貸倒引当金戻入益	3,206	—
償却債権取立益	1,842	2,285
特別損失	487	61
固定資産処分損	71	53
減損損失	※2 415	※2 7
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△3,851	8,850
法人税、住民税及び事業税	652	701
法人税等調整額	△6,006	2,198
法人税等合計	△5,354	2,899
少数株主利益	63	114
当期純利益	1,439	5,836

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	58,350	58,350
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	58,350	58,350
資本剰余金		
前期末残高	64,632	64,630
当期変動額		
自己株式の処分	△1	△0
当期変動額合計	△1	△0
当期末残高	64,630	64,630
利益剰余金		
前期末残高	35,662	34,204
当期変動額		
剰余金の配当	△2,898	△2,940
当期純利益	1,439	5,836
当期変動額合計	△1,458	2,895
当期末残高	34,204	37,099
自己株式		
前期末残高	△111	△132
当期変動額		
自己株式の取得	△29	△1,161
自己株式の処分	8	2
連結子会社等の持分変動等に伴う自己株式 の増減	—	2
当期変動額合計	△20	△1,156
当期末残高	△132	△1,288
株主資本合計		
前期末残高	158,533	157,053
当期変動額		
剰余金の配当	△2,898	△2,940
当期純利益	1,439	5,836
自己株式の取得	△29	△1,161
自己株式の処分	7	1
連結子会社等の持分変動等に伴う自己株式 の増減	—	2
当期変動額合計	△1,480	1,738
当期末残高	157,053	158,791

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△14,317	△33,611
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,293	31,713
当期変動額合計	△19,293	31,713
当期末残高	△33,611	△1,897
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△0	△0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△1
当期変動額合計	△0	△1
当期末残高	△0	△1
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△14,318	△33,612
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,293	31,712
当期変動額合計	△19,293	31,712
当期末残高	△33,612	△1,899
少数株主持分		
前期末残高	1,834	1,894
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	60	113
当期変動額合計	60	113
当期末残高	1,894	2,008
純資産合計		
前期末残高	146,049	125,335
当期変動額		
剰余金の配当	△2,898	△2,940
当期純利益	1,439	5,836
自己株式の取得	△29	△1,161
自己株式の処分	7	1
連結子会社等の持分変動等に伴う自己株式の増減	—	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,233	31,826
当期変動額合計	△20,713	33,564
当期末残高	125,335	158,900

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△3,851	8,850
減価償却費	2,915	2,742
減損損失	415	7
のれん償却額	1,679	1,679
負ののれん償却額	—	△26
貸倒引当金の増減(△)	△7,259	△1,391
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△1,164	△430
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△11	△31
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	52	△14
偶発損失引当金の増減(△)	194	132
資金運用収益	△64,897	△61,414
資金調達費用	11,617	10,276
有価証券関係損益(△)	21,252	3,401
為替差損益(△は益)	886	1,222
固定資産処分損益(△は益)	△29	53
商品有価証券の純増(△)減	△2,151	△316
貸出金の純増(△)減	△113,893	△67,013
預金の純増減(△)	△13,091	158,986
譲渡性預金の純増減(△)	△16,232	40,638
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	17,151	△11,869
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	—	4,000
コールローン等の純増(△)減	△9,506	△53,436
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	61,321	20,882
コールマネー等の純増減(△)	△2,304	—
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△18,287	27,145
外国為替(資産)の純増(△)減	△2,468	2,399
外国為替(負債)の純増減(△)	68	△108
資金運用による収入	64,357	61,311
資金調達による支出	△9,239	△8,104
その他	1,630	△2,674
小計	△80,846	136,898
法人税等の支払額	△716	△654
営業活動によるキャッシュ・フロー	△81,562	136,243

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△559,280	△709,906
有価証券の売却による収入	503,667	459,822
有価証券の償還による収入	139,858	130,767
有形固定資産の取得による支出	△2,065	△2,487
有形固定資産の売却による収入	266	48
無形固定資産の取得による支出	△5,063	△3,442
投資活動によるキャッシュ・フロー	77,381	△125,198
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	3,000	12,000
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△8,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	3,000
劣後特約付社債の償還による支出	△2,200	△8,800
配当金の支払額	△2,898	△2,940
少数株主への配当金の支払額	△4	△4
自己株式の取得による支出	△29	△1,161
自己株式の売却による収入	7	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,124	△5,905
現金及び現金同等物に係る換算差額	△35	△10
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,340	5,130
現金及び現金同等物の期首残高	63,332	56,991
現金及び現金同等物の期末残高	※1 56,991	※1 62,121

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 9社 株式会社紀陽銀行 紀陽情報システム株式会社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽ビジネスファイナンス株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー 和歌山銀カード株式会社 (2) 非連結子会社 0社	(1) 連結子会社 7社 株式会社紀陽銀行 紀陽情報システム株式会社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー 連結子会社であった紀陽ビジネス ファイナンス株式会社については、 特別清算終結により、和歌山銀カ ード株式会社については、株式会社紀 陽カードディーシーが吸収合併した ことにより、連結の範囲から除外し ております。 (2) 非連結子会社 0社
2 持分法の適用に関する事 項	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 0社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会社 0社	同左
3 連結子会社の事業年度等 に関する事項	連結子会社の事業年度末日と連結決 算日は一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事 項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価 方法 商品有価証券の評価は、時価法 (売却原価は移動平均法により算定) により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目 的の債券については移動平均法に よる償却原価法(定額法)、その他 有価証券のうち時価のあるもの については連結決算日の市場価格等 に基づく時価法(売却原価は移動 平均法により算定)、時価のない ものについては移動平均法による 原価法又は償却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部純資産直入法 により処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価 法により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価 方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目 的の債券については移動平均法に よる償却原価法(定額法)、その他 有価証券のうち時価のあるもの については連結決算日の市場価格等 に基づく時価法(売却原価は移動 平均法により算定)、時価を把握 することが極めて困難と認められ るものについては移動平均法によ る原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部純資産直入法 により処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 同左

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 その他：5年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 その他：5年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96,327百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は94,724百万円であります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。 数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務時間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当連結会計年度より10年から9年へ変更しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ218百万円減少しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社は、役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。</p>	<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準 信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>	<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(11) リース取引の処理方法 (借手側) 連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純損失は285百万円増加しております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法 (借手側) 同左</p> <p>(貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p>
	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 同左</p>
	<p>(13) 消費税等の会計処理 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(13) 消費税等の会計処理 同左</p>
	<p>(14) 収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>	<p>(14) 収益及び費用の計上基準 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。	のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。 負ののれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
7 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	連結キャッシュ・フロー計算書に おける資金の範囲は、連結貸借対照 表上の「現金預け金」のうち、手許 現金、日本銀行への預け金及び随時 引き出し可能な預け金であります。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>[借手側]</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は74百万円、「無形固定資産」中のリース資産は70百万円、「その他負債」中のリース債務は116百万円増加しております。なお、連結損益計算書に与える影響は軽微であります。また、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>[貸手側]</p> <p>これにより、従来「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示していた貸与資産は、リース投資資産として「その他資産」に含めて表示しており、その金額は5,990百万円であります。なお、連結損益計算書に与える影響は軽微であります。また、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)</p> <p>「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が平成20年12月5日に公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成20年12月15日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の方分で保有した場合に比べ、有価証券は2,631百万円増加、その他有価証券評価差額金は2,631百万円増加しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「7 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券は67百万円増加、繰延税金負債は31百万円増加、その他有価証券評価差額金は47百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ63百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前連結会計年度において「コールマネー等の純増減(△)」に含めて表示していた「借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)」(前連結会計年度△29百万円)は、重要性が増加したため、当連結会計年度から区分掲記しております。	—————

【追加情報】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、保有目的区分の変更時(平成20年12月15日)の市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は12,429百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」は12,429百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スプレッドレートや円スワップションボラティリティであります。当社では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。</p>	
	<p>(信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理について)</p> <p>当社は、平成22年2月1日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与し、従業員の経営参画意識を高めることで、業績向上につなげることを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。</p> <p>本プランは、「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得する規模の当社株式を予め取得します。その後、従持信託から持株会に対して定時に当社株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。なお、当社は従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合には、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。</p> <p>当該株式の取得・処分については、当社が信託口の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益についても連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に含めて計上しております。なお、当連結会計年度末に従持信託が所有する当該株式数は10,034,000株であります。</p>

【注記事項】
(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																		
<p>1 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券41,410百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,239百万円、延滞債権額は78,061百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は709百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,783百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は94,793百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、35,233百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">102,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">10,167百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">17,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券73,415百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金敷金は1,636百万円あります。</p>	有価証券	102,000百万円	その他資産	58百万円	預金	10,167百万円	借入金	17,200百万円	<p>1 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券20,988百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,024百万円、延滞債権額は78,289百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は424百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,418百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,157百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,922百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">135,523百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">57百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">20,153百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">25,755百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券69,419百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金敷金は1,545百万円あります。</p>	有価証券	135,523百万円	その他資産	57百万円	預金	20,153百万円	債券貸借取引受入担保金	25,755百万円	借入金	4,000百万円
有価証券	102,000百万円																		
その他資産	58百万円																		
預金	10,167百万円																		
借入金	17,200百万円																		
有価証券	135,523百万円																		
その他資産	57百万円																		
預金	20,153百万円																		
債券貸借取引受入担保金	25,755百万円																		
借入金	4,000百万円																		

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、326,741百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が318,062百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 40,457百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 4,294百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は11,241百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、306,332百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が299,184百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 41,783百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 4,294百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は13,588百万円であります。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																												
<p>※1 その他の経常費用には、貸出金償却9,353百万円、株式等償却9,205百万円及び貸出債権譲渡損1,185百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当連結会計年度において、銀行業を営む連結子会社は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額415百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(株式会社紀陽銀行)</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>営業店舗3か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪府内</td> <td>営業店舗5か所</td> <td>土地等</td> <td style="text-align: right;">392百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>遊休資産4か所</td> <td>土地及び建物等</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td style="text-align: right;">415百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	(株式会社紀陽銀行)				和歌山県内	営業店舗3か所	土地	12百万円	大阪府内	営業店舗5か所	土地等	392百万円	和歌山県内	遊休資産4か所	土地及び建物等	11百万円	合計			415百万円	<p>※1 その他の経常費用には、株式等償却6,683百万円、貸出金償却5,286百万円及び貸出債権譲渡損536百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当連結会計年度において、銀行業を営む連結子会社は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(株式会社紀陽銀行)</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>営業店舗2か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山県内</td> <td>遊休資産3か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	(株式会社紀陽銀行)				和歌山県内	営業店舗2か所	土地	4百万円	和歌山県内	遊休資産3か所	土地	3百万円	合計			7百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																																										
(株式会社紀陽銀行)																																													
和歌山県内	営業店舗3か所	土地	12百万円																																										
大阪府内	営業店舗5か所	土地等	392百万円																																										
和歌山県内	遊休資産4か所	土地及び建物等	11百万円																																										
合計			415百万円																																										
地域	主な用途	種類	減損損失																																										
(株式会社紀陽銀行)																																													
和歌山県内	営業店舗2か所	土地	4百万円																																										
和歌山県内	遊休資産3か所	土地	3百万円																																										
合計			7百万円																																										

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	739,425	416	—	739,841	(注) 1
第一種優先株式	266	—	43	223	(注) 2
第4回第一種優先株式	45,000	—	—	45,000	—
第二種優先株式	4,827	—	274	4,553	(注) 2
合計	789,518	416	317	789,618	—
自己株式					
普通株式	539	195	49	685	(注) 3
第一種優先株式	—	43	43	—	(注) 2
第二種優先株式	21	274	274	21	(注) 2
合計	560	512	366	706	—

(注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであります。

2 自己株式における優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、発行済株式及び自己株式における優先株式数の減少は、消却によるものであります。

3 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年 6月27日 定時株主 総会	普通株式	2,217	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第一種優先株式	3	14.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第4回第一種優先株式	630	14.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第二種優先株式	48	10.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月26日 定時株主 総会	普通株式	2,218	利益剰余金	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第一種優先株式	3	利益剰余金	14.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第4回第一種優先株式	675	利益剰余金	15.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第二種優先株式	45	利益剰余金	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	739,841	1,287	—	741,129	(注) 1
第一種優先株式	223	—	223	—	(注) 2
第4回第一種優先株式	45,000	—	—	45,000	—
第二種優先株式	4,553	—	514	4,039	(注) 3
合計	789,618	1,287	737	790,168	—
自己株式					
普通株式	685	10,099	25	10,759	(注) 4
第一種優先株式	—	223	223	—	(注) 2
第二種優先株式	21	514	515	20	(注) 5
合計	706	10,836	763	10,779	—

- (注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであります。
- 2 自己株式における第一種優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、発行済株式及び自己株式における第一種優先株式数の減少は、消却によるものであります。
- 3 発行済株式における第二種優先株式数の減少は、消却によるものであります。
- 4 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取(65千株)及び従業員持株会専用信託が取得した当社株式(10,034千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるもの(13千株)及び連結子会社の持分比率の変動によるもの(11千株)であります。
- 5 自己株式における第二種優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるもの(514千株)及び連結子会社の持分比率の変動によるもの(1千株)であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月26日 定時株主 総会	普通株式	2,218	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第一種優先株式	3	14.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第4回第一種優先株式	675	15.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第二種優先株式	45	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月29日 定時株主 総会	普通株式	2,221	利益剰余金	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第4回第一種優先株式	585	利益剰余金	13.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第二種優先株式	40	利益剰余金	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 60,991百万円 定期預け金 <u>△4,000百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>56,991百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている「現金預け金」の金額は、一致し ております。

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 3,164百万円 無形固定資産 一百万円 合計 3,164百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 1,151百万円 無形固定資産 一百万円 合計 1,151百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 2,012百万円 無形固定資産 一百万円 合計 2,012百万円 <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 397百万円 1年超 1,614百万円 合計 2,012百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料及び減価償却費相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 414百万円 減価償却費相当額 414百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 8百万円 1年超 6百万円 合計 14百万円 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 3,131百万円 無形固定資産 一百万円 合計 3,131百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 1,517百万円 無形固定資産 一百万円 合計 1,517百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 1,614百万円 無形固定資産 一百万円 合計 1,614百万円 <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 395百万円 1年超 1,218百万円 合計 1,614百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料及び減価償却費相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 397百万円 減価償却費相当額 397百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 7百万円 1年超 22百万円 合計 30百万円

(金融商品関係)

I 当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、電子計算機関連業務、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務ならびに有価証券運用等において、金利の変動リスクを有していることから、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うとともに、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、お取引先の債務不履行による信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主として債券、株式、投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的及び売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、価格の変動リスクに晒されております。

主な金融負債である預金については、流動性リスクが存在するとともに、金融資産と同様に金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引に内在する主要なリスクは、金利、為替、株価等の市況変動に係る市場リスクと、取引相手先の契約不履行などに係る信用リスクです。当社グループが利用しているデリバティブ取引は、大部分がリスクヘッジを目的としており、デリバティブ取引の市場リスクは、ヘッジ対象取引の市場リスクとほぼ相殺されています。なお、ヘッジ会計を適用したヘッジ手段は通貨スワップ等であり、ヘッジ対象は外貨建の有価証券等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

「信用リスク管理規程」等各種規程類を制定し、信用リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な信用リスク管理を行うための態勢整備を行っております。具体的には、審査部門が与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、与信案件のリスク特性に応じた適切な審査を行っております。また、与信管理部門は、信用格付制度の整備・運用のほか、与信の集中リスク回避を目的とした自主限度の設定・管理、信用リスクの定量的把握を行い、計測した信用リスク量については、統合リスク管理の枠組みの中で、取締役会やリスク管理委員会にて報告・協議を行っております。

② 市場リスクの管理

「市場性リスク管理規程」等各種規程類を制定し、市場リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な市場リスク管理を行うための態勢整備を行っております。

(i) 金利リスクの管理

金利リスク管理については、定期的に有価証券及び預貸金等の資産・負債全体についての金利リスク量を計測するとともに、金利ギャップ分析や金利感応度分析等を行い、ALM戦略委員会及びリスク管理委員会において報告・協議する体制としております。また、金利リスクを適切にコントロールするため、金利リスク量に限度額を設定し、管理しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

価格変動リスク管理については、金利リスク管理同様、リスク量の計測を行い、そのリスク量に対する限度額を設定し、日々取得リスク量を管理しております。特に、純投資目的の有価証券については、リスク量管理に加え、取引限度額及び損失限度額を設定し、管理しております。また、政策投資目的の株式については、残高削減によるリスク量の軽減に努めております。

(iii) 為替リスクの管理

外貨建資産・負債にかかる為替の変動リスクを把握し、予め定めた限度額の範囲に収まるよう管理するとともに、通貨スワップ等を利用し、リスクの軽減を図っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、ヘッジ目的での使用を基本としておりますが、限定的な範囲でディーリング取引も行っております。なお、取引の執行、ヘッジの有効性評価、事務管理に関する部門については、それぞれ分離し、内部牽制を確立しております。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」等各種規程類を制定し、流動性リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な流動性リスク管理を行うための態勢整備を行っております。当社グループでは、安定した資金繰り管理と、高い流動性準備の確保、及び流動性リスクが顕在化した場合に備えての予兆管理の徹底に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	62,121	62,121	—
(2) コールローン及び買入手形	85,808	85,808	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	208,365	209,818	1,453
その他有価証券	737,411	737,411	—
(4) 貸出金	2,445,529		
貸倒引当金（*1）	△29,415		
	2,416,114	2,430,774	14,659
資産計	3,509,820	3,525,933	16,113
(1) 預金	3,270,199	3,275,576	5,376
(2) 譲渡性預金	127,332	127,332	—
(3) 借入金	34,748	34,514	△233
(4) 社債	8,000	8,131	131
負債計	3,440,279	3,445,554	5,275
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(307)	(307)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	209	209	—
デリバティブ取引計	(97)	(97)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形
コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。非公募私募債については、(4) 貸出金の時価算定方法と同様の方法によっております。

変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンバクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当社では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収可能額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金、及び(4) 社債

借入金及び社債については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。なお、短期市場金利に連動する変動金利によるものは、当社グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、契約期間が短期間（1年以内）のものについても、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、割引現在価値、オプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産(3) その他の有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	1,860
② 組合出資金(*3)	91
合 計	1,952

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について38百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金預け金	62,121	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	85,808	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	30,995	12,975	21,076	35,800	34,000	70,000
うち国債	—	—	—	26,800	34,000	70,000
地方債	8,516	—	14,396	—	—	—
社債	8,279	9,975	6,680	—	—	—
その他	14,200	3,000	—	9,000	—	—
外国債券	14,200	3,000	—	9,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	26,093	107,350	70,095	58,877	286,234	128,884
うち国債	—	—	2,100	—	151,500	70,000
地方債	165	10,962	18,939	15,161	94,348	1,000
社債	11,928	13,388	19,261	9,161	8,611	21,442
その他	14,000	83,000	29,795	34,554	31,775	36,441
外国債券	14,000	83,000	29,795	34,554	31,775	36,441
貸出金(*)	643,938	456,453	313,694	186,683	202,098	505,513
合 計	848,956	576,780	404,865	281,360	522,333	704,397

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない96,157百万円、期間の定めのないもの40,991百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,645,710	501,843	122,644	—	—	—
譲渡性預金	127,332	—	—	—	—	—
借入金	4,160	256	1,331	14,000	15,000	—
社債	—	—	—	5,000	3,000	—
合計	2,777,203	502,100	123,975	19,000	18,000	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

I 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	5,011	27

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	137,763	135,136	△2,626	4	2,631
地方債	22,834	22,963	128	128	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	30,029	30,044	15	169	154
その他	34,447	32,700	△1,747	46	1,794
外国債券	34,447	32,700	△1,747	46	1,794
その他	—	—	—	—	—
合計	225,075	220,845	△4,229	350	4,580

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、保有目的区分の変更時(平成20年12月15日)の市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は12,429百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」は12,429百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当社では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	53,327	42,350	△10,976	3,132	14,109
債券	319,635	314,358	△5,277	606	5,884
国債	119,643	116,385	△3,257	44	3,302
地方債	125,702	125,258	△443	387	831
短期社債	—	—	—	—	—
社債	74,289	72,713	△1,576	174	1,751
その他	237,484	208,099	△29,385	124	29,510
外国債券	214,619	191,315	△23,304	118	23,423
その他	22,865	16,784	△6,081	5	6,086
合計	610,447	564,808	△45,639	3,864	49,504

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、20,558百万円(うち、株式9,049百万円、外国債券7,992百万円、その他3,515百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄については、株式会社発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的、外的要因により、また債券については発行会社の外部格付等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
その他	1,063	1,043	△20
外国債券	1,063	1,043	△20
合計	1,063	1,043	△20

(売却の理由) 当該債券発行会社の信用状態の著しい悪化により売却したものであります。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	476,654	3,640	4,150

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募事業債	11,261
非上場株式	1,923
非上場その他の証券	160

7 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた変動利付国債127,448百万円は、平成20年12月15日に合理的に算定された価額(134,876百万円)により「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これは、変動利付国債においては、金融市場の混乱により、流動性が著しく低下し、公正な評価額である時価で売却することが困難な状態が長期にわたり生じているような稀な場合にあり、また当該債券は、取得当初は市場環境次第で売却する可能性があるため「その他有価証券」に区分していましたが、信用リスクがなく、金利リスクに対して一定以上の耐性を備えており、満期まで保有することによる経済合理性が高い資産であるため、当該区分変更を意志決定したことによるものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年3月31日現在)

	時価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額(百万円)
国債	132,133	134,764	7,226

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	55,719	125,712	222,693	112,122
国債	33,216	4,800	123,070	93,061
地方債	5,793	62,758	78,891	649
短期社債	—	—	—	—
社債	16,709	58,153	20,730	18,410
その他	11,680	131,821	52,240	33,896
外国債券	11,680	130,543	51,398	32,140
その他	—	1,277	842	1,755
合計	67,399	257,533	274,933	146,018

II 当連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	41

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	134,381	135,077	695
	地方債	22,879	23,283	404
	社債	24,917	25,286	368
	その他	13,377	13,439	62
	外国債券	13,377	13,439	62
	小計	195,555	197,087	1,531
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	12,809	12,731	△ 78
	外国債券	12,809	12,731	△ 78
	小計	12,809	12,731	△ 78
合 計		208,365	209,818	1,453

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	16,845	12,397	4,447
	債券	215,752	212,331	3,421
	国債	28,806	28,740	66
	地方債	114,926	112,526	2,399
	社債	72,018	71,063	955
	その他	77,251	75,545	1,705
	外国債券	75,354	73,933	1,421
	その他	1,896	1,611	284
	小計	309,848	300,274	9,574
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	27,217	29,607	△ 2,390
	債券	233,926	236,204	△ 2,277
	国債	193,464	195,452	△ 1,988
	地方債	28,053	28,268	△ 215
	社債	12,408	12,482	△ 73
	その他	165,972	176,733	△ 10,761
	外国債券	143,691	151,038	△ 7,347
	その他	22,208	25,694	△ 3,413
小計	427,115	442,545	△ 15,429	
合 計		736,964	742,819	△ 5,854

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	12,268	1,918	2,652
債券	390,065	3,504	76
国債	308,960	2,225	63
地方債	67,597	994	11
社債	13,508	284	1
その他	57,966	1,564	964
外国証券	48,271	1,489	437
その他	9,694	75	526
合計	460,300	6,987	3,693

6 保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上されたその他 有価証券評価差額金の額(百万円)
国債	135,077	134,381	3,917

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、6,695百万円(うち、株式6,683百万円、社債11百万円)であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

- 1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)
該当ありません。

II 当連結会計年度

- 1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△38,413
その他有価証券	△38,413
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	4,806
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△33,607
(△)少数株主持分相当額	4
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△33,611

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	683
その他有価証券	683
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	△2,557
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,874
(△)少数株主持分相当額	23
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,897

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループの利用しているデリバティブ取引は、次のとおりです。

- ・金利関連取引：金利スワップ取引、金利先物取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替スワップ取引、先物外国為替取引
- ・株式関連取引：株価指数先物取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券オプション取引、債券先物オプション取引

(2) 取組方針

当社グループは貸出金、有価証券、預金等の資産・負債にかかるリスクヘッジを目的とした取組を基本としています。このため、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引については、一定の限度の中での取組としております。

(3) 利用目的

当社グループは、主として、資産・負債から生じる金利・価格変動・為替リスク、対顧客取引における為替リスクのヘッジを行うためにデリバティブ取引を利用しています。

短期的な売買差益の獲得を目的とした取引なども一部行っておりますが、一定の限度額の範囲にとどめるなど、リスクには十分配慮した取組を行っております。

なお、デリバティブ取引を利用したヘッジ会計の内容は以下の通りであります。

① ヘッジ会計の方法

「繰延ヘッジ処理」によっております。

② ヘッジ方針

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクを対象としてヘッジを行っております。

なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ手段……通貨スワップ、為替スワップ
- ・ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジの有効性の評価方法

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(4) リスクの内容

デリバティブ取引に内在する主要なリスクは、金利、為替、株価等の市況変動に係る市場リスクと、取引相手先の契約不履行などに係る信用リスクです。

当社グループが利用しているデリバティブ取引は、大部分リスクヘッジを目的としており、デリバティブ取引の市場リスクは、ヘッジ対象取引の市場リスクとほぼ相殺されています。なお、平成21年3月31日現在では、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引はありません。

また、当社グループは信用リスクを考慮し、対顧客取引以外のデリバティブ取引については、相手先を銀行、証券会社等に限定しております。

なお、平成21年3月末のデリバティブ取引の与信相当額(カレント・エクスポージャー方式)は、12,934百万円であります。

(5) リスク管理体制

当社グループは、リスク管理規程で制定したリスク管理体制の下、リスク管理方針及びリスク管理関連諸規程に基づくリスク管理・監査を行っております。

また、株式会社紀陽銀行では、デリバティブ取引は、権限規程並びに取引限度額・ロスカットルール等に基づき各取引の担当部署が実行及び管理を行い、定期的にリスク管理委員会及びALM戦略委員会に報告を行うとともに、リスク管理担当部署が統括管理を行い、相互牽制が働く体制を取っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	245,773	210,639	218	218
	為替予約				
	売建	5,216	—	△165	△165
	買建	28	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	53	53

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

II 当連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	253,671	183,524	200	200
	為替予約				
	売建	20,505	—	△524	△524
	買建	2,329	—	16	16
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△307	△307

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	2,860	2,860	209
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	209

(注) 1 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

株式会社紀陽銀行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、退職給付信託を設定しております。

連結子会社1社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、総合設立型の厚生年金基金制度に加入しております。

また、その他の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	△26,882	△26,306
年金資産	(B)	23,996	28,858
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△2,886	2,552
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	—	—
未認識数理計算上の差異	(E)	2,557	△317
未認識過去勤務債務	(F)	—	—
連結貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△328	2,234
前払年金費用	(H)	128	2,260
退職給付引当金	(G) - (H)	△456	△25

(注) 1 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 複数の事業主により設立された企業年金制度を採用している場合の当該年金制度の直近の積立状況等については、重要性が乏しいため記載しておりません。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	940	947
利息費用	540	537
期待運用収益	△411	△385
過去勤務債務の費用処理額	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	△260	450
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	27	31
(注) 2		
退職給付費用	836	1,581

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用及び総合設立型の厚生年金基金への要拠出額は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2 確定拠出年金への掛金支払額(前連結会計年度18百万円、当連結会計年度19百万円)を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	2.0%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。)	9年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	—

(ストックオプション等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 33,410百万円	貸倒引当金 31,482百万円
その他有価証券評価差額金 15,528百万円	有価証券償却 10,335百万円
繰越欠損金 13,754百万円	繰越欠損金 10,127百万円
有価証券償却 10,124百万円	退職給付引当金 8,450百万円
退職給付引当金 8,525百万円	その他有価証券評価差額金 2,375百万円
その他 6,447百万円	その他 6,924百万円
繰延税金資産小計 87,791百万円	繰延税金資産小計 69,695百万円
評価性引当額 △43,025百万円	評価性引当額 △31,601百万円
繰延税金資産合計 44,765百万円	繰延税金資産合計 38,094百万円
繰延税金負債	繰延税金負債
退職給付信託関係損益 △539百万円	その他有価証券評価差額金 △2,659百万円
その他 △1,325百万円	退職給付信託関係損益 △781百万円
繰延税金負債合計 △1,865百万円	その他 △1,313百万円
繰延税金資産の純額 42,900百万円	繰延税金負債合計 △4,754百万円
	繰延税金資産の純額 33,339百万円
2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	法定実効税率 40.4%
	(調整)
	のれん及び負ののれんの償却 18.8%
	評価性引当額の増減 △15.4%
	その他 △11.0%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.8%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業 (百万円)	電子計算 機関連業 (百万円)	事務 代行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1)外部顧客に 対する経常収益	80,436	2,448	12	2,857	2,010	87,764	—	87,764
(2)セグメント間の 内部経常収益	475	1,420	1,768	504	27	4,196	(4,196)	—
計	80,911	3,868	1,780	3,361	2,038	91,960	(4,196)	87,764
経常費用	89,930	3,461	1,666	3,274	2,032	100,365	(4,086)	96,278
経常利益 (△は経常損失)	△9,019	406	114	87	6	△8,404	(110)	△8,514
II 資産、減価償却 費、減損損失及 び資本的支出								
資産	3,432,786	3,665	772	6,438	8,604	3,452,268	(14,652)	3,437,616
減価償却費	2,349	133	2	418	12	2,915	—	2,915
減損損失	415	—	—	—	—	415	—	415
資本的支出	7,054	88	1	98	2	7,245	—	7,245

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1)銀行業・・・銀行業務
- (2)電子計算機関連業・・・電子計算機関連業務
- (3)事務代行業・・・事務代行業務、労働者派遣業務
- (4)リース業・・・リース業務
- (5)その他の事業・・・ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務等

3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、リース業において、減価償却費が2,270百万円減少し、資本的支出が2,241百万円減少しております。なお、減価償却費以外のその他業務費用が増加しているため経常利益に与える影響は軽微であります。

4 前連結会計年度において、その他の事業に含めて表示していた電子計算機関連業、事務代行業及びリース業は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度において、当連結会計年度の事業区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	電子計算 機関連業 (百万円)	事務 代行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1)外部顧客に 対する経常収益	81,434	2,799	13	3,075	2,235	89,558	—	89,558
(2)セグメント間の 内部経常収益	492	1,285	1,685	510	81	4,056	(4,056)	—
計	81,927	4,084	1,699	3,585	2,316	93,614	(4,056)	89,558
経常費用	71,638	3,615	1,678	3,716	2,315	82,963	(4,022)	78,941
経常利益 (△は経常損失)	10,289	469	21	△131	1	10,650	(33)	10,617
II 資産、減価償却 費、減損損失及 び資本的支出								
資産	3,506,880	3,687	612	7,185	9,613	3,527,978	(14,946)	3,513,031
減価償却費	2,247	103	2	2,680	15	5,048	—	5,048
減損損失	173	—	—	—	—	173	—	173
資本的支出	4,010	63	0	2,634	2	6,712	—	6,712

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益					
(1)外部顧客に 対する経常収益	79,063	7,149	86,213	—	86,213
(2)セグメント間の 内部経常収益	370	3,594	3,964	(3,964)	—
計	79,434	10,744	90,178	(3,964)	86,213
経常費用	73,280	10,067	83,348	(3,761)	79,587
経常利益	6,153	676	6,830	(203)	6,626
II 資産、減価償却 費、減損損失及び資 本的支出					
資産	3,668,277	18,818	3,687,096	(14,022)	3,673,074
減価償却費	2,460	282	2,742	—	2,742
減損損失	7	—	7	—	7
資本的支出	5,779	123	5,902	—	5,902

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2 各事業の主な内容は次のとおりであります。
(1)銀行業・・・銀行業務
(2)その他の事業・・・電子計算機関連業務、事務代行業務、リース業務
ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務等
3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。
これにより、従来の方法によった場合に比べ、銀行業において、資産が67百万円増加し、経常利益が63百万円増加しております。
4 前連結会計年度において、重要性が増したため区分掲記していた電子計算機関連業、事務代行業及びリース業は、それぞれ全セグメントの経常利益の合計額の10%未満となり重要性がなくなったため、当連結会計年度よりその他の事業に含めて表示しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加えて、連結子会社と関連当事者との取引を開示対象に追加しております。

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	住岡 賢 (注) 2, 8	—	—	会社員	—	資金貸借	資金の貸付 (注) 1	—	貸出金	10
役員及びその近親者	西 洋 (注) 3	—	—	不動産 賃貸業	被所有 直接0.01	資金貸借	資金の貸付 (注) 1	—	貸出金	40
役員及びその近親者	大東 一恵 (注) 4, 9	—	—	不動産 賃貸業	—	資金貸借	資金の貸付 (注) 1	—	貸出金	33 (注) 10
重要な 子会社の 役員及び その近親 者	上野 真弘 (注) 5, 8	—	—	会社員	—	資金貸借	資金の貸付 (注) 1	—	貸出金	20
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	根田建設㈱ (注) 6, 9	和歌山県 和歌山市	40	土木工事業	—	資金貸借	資金の貸付 (注) 1	—	貸出金	31
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	赤井不動産開発㈱ (注) 7, 9	和歌山県 和歌山市	10	不動産業	被所有 直接0.01	資金貸借	資金の貸付 (注) 1	—	貸出金	17 (注) 10

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。
- 2 当社取締役社長片山博臣の近親者であります。
- 3 当社社外監査役増尾穰の近親者であります。
- 4 当社前監査役林宏の近親者であります。
- 5 当社の連結子会社(株式会社紀陽銀行)取締役上野隆司の近親者であります。
- 6 当社社外監査役大平勝之の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
- 7 当社前監査役林宏の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
- 8 貸出金の担保として不動産に抵当権を設定しております。
- 9 貸出金の担保として不動産に根抵当権を設定しております。
- 10 林宏氏は、平成20年6月27日付で当社及び当社の連結子会社(株式会社紀陽銀行)の監査役を退任しておりますので、大東一恵氏及び赤井不動産開発株式会社の期末残高については同日現在の残高を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当ありません。

Ⅱ 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	西洋 (注)2	—	—	不動産 賃貸業	被所有 直接0.01	資金貸借	資金の貸付 (注)1	—	貸出金	38
重要な子会社の役員及びその近親者	上野 真弘 (注)3、5	—	—	会社員	—	資金貸借	資金の貸付 (注)1	—	貸出金	19
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	根田建設㈱ (注)4、6	和歌山県 和歌山市	40	土木工事業	—	資金貸借	資金の貸付 (注)1 貸付金の返済	28 29	貸出金	29

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

2 当社社外監査役増尾穰の近親者であります。

3 当社の連結子会社(株式会社紀陽銀行)取締役上野隆司の近親者であります。

4 当社社外監査役大平勝之の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。

5 貸出金の担保として不動産に抵当権を設定しております。

6 貸出金の担保として不動産に根抵当権を設定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	120.13	168.08
1株当たり当期純利益金額	円	0.97	7.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	5.83

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	125,335	158,900
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	36,540	36,142
うち少数株主持分	百万円	1,894	2,008
うち優先株式発行金額	百万円	33,922	33,509
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	723	625
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	88,795	122,757
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	739,156	730,369

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	1,439	5,836
普通株主に帰属しない金額	百万円	723	625
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	723	625
普通株式に係る当期純利益	百万円	716	5,211
普通株式の期中平均株式数	千株	739,080	738,177
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額			
当期純利益調整額	百万円	—	585
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	—	585
普通株式増加数	千株	—	256,662
うち優先株式	千株	—	256,662
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益金額の算 定に含めなかった潜在株式の概要		第一種優先株式 (発行済株式総数223千株) 第4回第一種優先株式 (発行済株式総数45,000千株) 第二種優先株式 (発行済株式総数4,553千株) なお、上記優先株式の概要 は、「第4 提出会社の状 況」中「1 株式等の状況」 の「(1)株式の総数等」に記載 のとおり。	第二種優先株式 (発行済株式総数4,039千株) なお、上記優先株式の概要 は、「第4 提出会社の状 況」中「1 株式等の状況」 の「(1)株式の総数等」に記載 のとおり。

3 なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当ありません。

⑤ 【連結附属明細表】
【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 紀陽銀行	第3回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成17年 3月25日	8,800	—	—	—	—
	第4回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成19年 3月9日	5,000	5,000	3.03	なし	平成29年 3月9日
	第5回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成21年 10月8日	—	3,000	3.00	なし	平成29年 10月10日
合計	—	—	13,800	8,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における償還予定額は該当ありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	42,617	34,748	2.30	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	42,617	34,748	2.30	平成22年4月～ 平成32年1月
リース債務	116	89	—	平成22年4月～ 平成26年2月

- (注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	4,160	145	111	81	1,249
リース債務 (百万円)	26	26	25	10	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) 営業活動として資金調達を行っている約束手形方式による商業・ペーパーの発行状況
該当ありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成21年4月 1日至平成21 年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月 1日至平成21 年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月 1日至平成21 年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月 1日至平成22 年3月31日)
経常収益(百万円)	21,206	21,532	22,573	20,900
税金等調整前四半期純利益金額 (△は税金等調整前四半期純損失 金額)(百万円)	2,019	2,770	△753	4,812
四半期純利益金額(△は四半期純 損失金額)(百万円)	1,150	996	△584	4,274
1株当たり四半期純利益金額 (△は1株当たり四半期純損失金 額)(円)	1.56	1.34	△0.79	4.96

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	692	659
有価証券	※1 5,000	※1 5,000
前払費用	42	46
繰延税金資産	—	2
その他	700	568
流動資産合計	6,436	6,276
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	0	0
有形固定資産合計	※2 0	※2 0
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	131,128	131,128
関係会社長期貸付金	※3 5,000	※3 5,000
長期前払費用	39	—
投資その他の資産合計	136,167	136,128
固定資産合計	136,168	136,128
繰延資産		
創立費	12	—
株式交付費	8	—
繰延資産合計	20	—
資産合計	142,625	142,405
負債の部		
流動負債		
未払金	21	27
未払費用	1	3
未払法人税等	—	9
その他	0	3
流動負債合計	24	44
固定負債		
長期借入金	※4 5,000	※4 6,200
その他	—	44
固定負債合計	5,000	6,244
負債合計	5,024	6,288

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	58,350	58,350
資本剰余金		
資本準備金	47,044	47,044
その他資本剰余金	23,981	23,980
資本剰余金合計	71,026	71,025
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,301	7,976
利益剰余金合計	8,301	7,976
自己株式	△76	△1,235
株主資本合計	137,601	136,116
純資産合計	137,601	136,116
負債純資産合計	142,625	142,405

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	3,439	2,832
関係会社受入手数料	204	204
営業収益合計	3,644	3,037
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 436	※1 403
営業費用合計	436	403
営業利益	3,207	2,633
営業外収益		
関係会社貸付金利息	190	172
その他	13	7
営業外収益合計	203	180
営業外費用		
支払利息	152	137
創立費償却	12	12
株式交付費償却	14	8
支払手数料	38	38
その他	0	—
営業外費用合計	216	195
経常利益	3,194	2,618
税引前当期純利益	3,194	2,618
法人税、住民税及び事業税	3	3
法人税等調整額	4	△2
法人税等合計	8	1
当期純利益	3,186	2,617

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	58,350	58,350
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	58,350	58,350
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	47,044	47,044
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	47,044	47,044
その他資本剰余金		
前期末残高	23,983	23,981
当期変動額		
自己株式の処分	△1	△0
当期変動額合計	△1	△0
当期末残高	23,981	23,980
資本剰余金合計		
前期末残高	71,027	71,026
当期変動額		
自己株式の処分	△1	△0
当期変動額合計	△1	△0
当期末残高	71,026	71,025
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,014	8,301
当期変動額		
剰余金の配当	△2,899	△2,941
当期純利益	3,186	2,617
当期変動額合計	286	△324
当期末残高	8,301	7,976
自己株式		
前期末残高	△55	△76
当期変動額		
自己株式の取得	△29	△1,161
自己株式の処分	8	2
当期変動額合計	△20	△1,159
当期末残高	△76	△1,235

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	137,336	137,601
当期変動額		
剰余金の配当	△2,899	△2,941
当期純利益	3,186	2,617
自己株式の取得	△29	△1,161
自己株式の処分	7	1
当期変動額合計	264	△1,484
当期末残高	137,601	136,116
純資産合計		
前期末残高	137,336	137,601
当期変動額		
剰余金の配当	△2,899	△2,941
当期純利益	3,186	2,617
自己株式の取得	△29	△1,161
自己株式の処分	7	1
当期変動額合計	264	△1,484
当期末残高	137,601	136,116

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法により行 っております。 (2) その他有価証券 時価のないもの 譲渡性預金については償却原価法 により行っております。	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであ ります。 器具及び備品：4年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却して おります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	(1) 創立費 創立費については、5年間の均 等償却を行っております。 (2) 株式交付費 株式交付費については、定額法 (3年)により償却しております。	(1) 創立費 同左 (2) 株式交付費 同左
4 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式により行っております。	同左

【追加情報】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
	<p>(信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理について)</p> <p>当社は、平成22年2月1日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与し、従業員の経営参画意識を高めることで、業績向上につなげることを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。</p> <p>本プランは、「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得する規模の当社株式を予め取得します。その後、従持信託から持株会に対して定時に当社株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。なお、当社は従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合には、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。</p> <p>当該株式の取得・処分については、当社が信託口の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益についても貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。なお、当事業年度末に従持信託が所有する当該株式数は10,034,000株であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>※1 関係会社に対する資産</p> <p style="padding-left: 40px;">有価証券 5,000百万円</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円</p> <p>※3 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※4 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>5 配当制限</p> <p style="padding-left: 20px;">当社の定款等の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p style="padding-left: 40px;">第一種優先株式 1株につき14円00銭</p> <p style="padding-left: 40px;">第二種優先株式 1株につき10円00銭</p> <p style="padding-left: 40px;">第4回第一種優先株式 1株につき15円00銭</p> <p style="padding-left: 20px;">(第4回第一種優先株式の優先配当金は、定款等に定められた算式により計算される配当年率に基づき算出しております。詳細につきましては、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」に記載しております。)</p>	<p>※1 関係会社に対する資産</p> <p style="padding-left: 40px;">有価証券 5,000百万円</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円</p> <p>※3 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※4 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>5 配当制限</p> <p style="padding-left: 20px;">当社の定款等の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p style="padding-left: 40px;">第二種優先株式 1株につき10円00銭</p> <p style="padding-left: 40px;">第4回第一種優先株式 1株につき13円00銭</p> <p style="padding-left: 20px;">(第4回第一種優先株式の優先配当金は、定款等に定められた算式により計算される配当年率に基づき算出しております。詳細につきましては、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」に記載しております。)</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">給料・手当 197百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">業務委託費 115百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">印刷費 28百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">租税公課 20百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">給料・手当 191百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">業務委託費 83百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">印刷費 31百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">租税公課 18百万円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	302	195	49	448	(注) 1
第一種優先株式	—	43	43	—	(注) 2
第二種優先株式	—	274	274	—	(注) 2
合計	302	512	366	448	—

(注) 1. 普通株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2. 第一種優先株式及び第二種優先株式の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるものであります。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	448	10,099	13	10,534	(注) 1
第一種優先株式	—	223	223	—	(注) 2
第二種優先株式	—	514	514	—	(注) 2
合計	448	10,836	750	10,534	—

(注) 1. 普通株式数の増加は、単元未満株式の買取(65千株)及び従業員持株会専用信託が取得した当社株式(10,034千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2. 第一種優先株式及び第二種優先株式の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

II 当事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	131,128
関連会社株式	—
合計	131,128

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 繰越欠損金 47百万円 繰延税金資産小計 47百万円 評価性引当額 Δ 47百万円 繰延税金資産合計 1百万円 繰延税金資産の純額 1百万円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 繰越欠損金 79百万円 その他 2百万円 繰延税金資産小計 82百万円 評価性引当額 Δ 79百万円 繰延税金資産合計 2百万円 繰延税金資産の純額 2百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.4% (調整) 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 Δ 41.7% その他 1.5% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.2%	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.4% (調整) 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 Δ 41.8% その他 1.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.1%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	139.23	139.57
1株当たり当期純利益金額	円	3.33	2.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	2.59

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成21年3月31日)	当事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	137,601	136,116
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	34,656	34,145
うち優先株式発行金額	百万円	33,932	33,519
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	723	625
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	102,944	101,971
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	739,393	730,594

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	3,186	2,617
普通株主に帰属しない金額	百万円	723	625
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	723	625
普通株式に係る当期純利益	百万円	2,462	1,991
普通株式の期中平均株式数	千株	739,317	738,387
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額			
当期純利益調整額	百万円	—	585
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	—	585
普通株式増加数	千株	—	256,662
うち優先株式	千株	—	256,662
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益金額の算 定に含めなかった潜在株式の概要		第一種優先株式 (発行済株式総数223千株) 第4回第一種優先株式 (発行済株式総数45,000千株) 第二種優先株式 (発行済株式総数4,553千株) なお、上記優先株式の概要 は、「第4 提出会社の状 況」中「1 株式等の状況」 の「(1) 株式の総数等」に記 載のとおり。	第二種優先株式 (発行済株式総数4,039千株) なお、上記優先株式の概要 は、「第4 提出会社の状 況」中「1 株式等の状況」 の「(1) 株式の総数等」に記 載のとおり。

3 なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

④ 【附属明細表】

当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

【有価証券明細表】

【株式】

該当ありません。

【債券】

該当ありません。

【その他】

種類及び銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他 有価証券	国内譲渡性預金	5,000
		小計	5,000
計		5,000	5,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
器具及び備品	0	—	—	0	0	0	0
有形固定資産計	0	—	—	0	0	0	0
無形固定資産							
ソフトウェア	1	—	—	1	1	0	0
無形固定資産計	1	—	—	1	1	0	0
長期前払費用	39	—	39	—	—	—	—
繰延資産							
創立費	61	—	—	61	61	12	—
株式交付費	42	—	—	42	42	8	—
繰延資産計	103	—	—	103	103	20	—

【引当金明細表】

該当ありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	—
預金	
普通預金	659
合計	659

② 固定資産

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
株式会社紀陽銀行	130,170
紀陽情報システム株式会社	958
合計	131,128

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
単元未満株式の買取り及び買増し(注2)	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取り及び買増し手数料	下記の算式により1単元あたりの売買委託手数料相当額を算定し、これを買取りまたは買増した単元未満株式数で按分した額。 (算式) 1株あたりの買取価格または買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合は切り捨てる。) ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	ありません

(注) 1 振替外株式である優先株式における名義書換。

2 振替株式である普通株式の特別口座における、単元未満株式の買取り及び買増しに対する取扱。

3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

④ 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----------------------------------|---------------|--------|---------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第4期) | 自
至 | 平成20年4月1日
平成21年3月31日 | 平成21年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及び
その添付書類 | | | | 平成21年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | 第5期第1四半期 | 自
至 | 平成21年4月1日
平成21年6月30日 | 平成21年8月12日
関東財務局長に提出。 |
| | 第5期第2四半期 | 自
至 | 平成21年7月1日
平成21年9月30日 | 平成21年11月27日
関東財務局長に提出。 |
| | 第5期第3四半期 | 自
至 | 平成21年10月1日
平成21年12月31日 | 平成22年2月8日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、債券の保有目的区分の変更を行い「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」に変更している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社紀陽ホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社紀陽ホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月28日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川	井	一	男	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西	尾	方	宏	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	㊟

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社紀陽ホールディングスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社紀陽ホールディングスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載のとおり、当事業年度の末日後、重要な事業拠点である株式会社紀陽銀行は、「S-BITS共同アウトソーシングセンター」へ基幹系システムを移行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 尾 方 宏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月28日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川	井	一	男	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西	尾	方	宏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【会社名】	株式会社紀陽ホールディングス
【英訳名】	Kiyo Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片 山 博 臣
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	和歌山市本町1丁目35番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長片山博臣は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成 22 年 3 月 31 日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社 5 社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社 2 社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結経常収益の概ね 2 / 3 に達している 1 事業拠点および質的に重要性のある 1 事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う業務プロセス、リスクが大きい取引に係る業務プロセスや非定型・不規則な取引など特に留意すべき業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加した。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

当事業年度の末日後、重要な事業拠点である株式会社紀陽銀行は、「S-BITS 共同アウトソーシングセンター」へ基幹系システムを移行した。この移行は、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

5 【特記事項】

該当事項なし

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月30日

【会社名】 株式会社紀陽ホールディングス

【英訳名】 Kiyo Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 片山博臣

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 和歌山市本町1丁目35番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長片山博臣は、当社の第5期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。